

平成26年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第1号

1 招集年月日 平成26年9月3日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月3日 午前9時30分 議長 大西一司

散会 9月3日 午後3時06分 議長 大西一司

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	美馬友子	2番	麻植秀樹
3番	河野道雄	4番	籙公一
5番	国清一治	6番	森本守
7番	山野忠男	8番	井出美智子
9番	大西一司	10番	川端雅夫

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

7番	山野忠男	8番	井出美智子
----	------	----	-------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	前田泰子	福祉課長	大西博己
産業交流課長	野上武典	住民課長	笹山芳宏
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長 給食センター所長	久木喜仁
勝浦病院 事務局長	岡本重男	会計管理者 出納室長	豊岡和久

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本重幸

1 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告
- 日程第4 認定第1号 平成25年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第1号 勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第9 議案第5号 平成26年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第6号 平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 報告第1号 平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率について
- 日程第12 報告第2号 平成25年度決算に基づく資金不足比率について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（大西一司君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成26年勝浦町マラソン議会9月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（大西一司君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

会議等への出席状況を報告いたします。

8月26日，徳島市で開催された徳島県へき地教育振興会総会に私が出席しました。

また，8月28日から29日まで松山市で開催された四国地区町村議会議長会会長会に私が出席しました。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは中田町長，福田副町長，椎野教育長，伊丹参事兼企画総務課長ほか関係各課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 続いて，日程第2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は，会議規則第128条の規定により，議長において指名いたします。

平成26年勝浦町マラソン議会9月会議における会議録署名議員は，7番山野議員，8番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に，日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 議会運営委員会から報告をいたします。

9月会議に向けての会議を8月26日に開催をいたしました。本日開会し，9日から11日までの3日間を平成25年度各会計の決算審査を行います。19日に閉会予定といたしております。

なお，今回条例の定めより3日間ふえておりますが，これにつきましては特別委員

会設置の関連がありまして、今回は設置しないという決定をしましたので、こういうことになっております。ご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。

以上、報告します。

○議長（大西一司君） ただいまの議会運営委員長の報告に、何か質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（大西一司君） 続いて、日程第4、認定第1号、平成25年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から開会の挨拶並びに本件の提出説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さんおはようございます。

平成26年勝浦町マラソン議会9月会議の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところをご出席を賜りまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町政の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

さて、8月24日には農村環境改善センターにおきまして、婦人会の主催によります明日につなぐ防災フォーラムが開催をされまして、岩手県陸前高田市から金野廣悦氏をお迎えをし、みずからの被災体験をもとにご講演をいただきました。

本町におきましても、南海トラフ巨大地震を想定した全町一斉防災訓練を9月7日に実施をいたします。一人でも多くの町民の皆様方のご参加をいただきまして、より一層町民の防災意識向上を図るとともに、町といたしましても、地域の防災力を高めるための自主防災組織体制の強化や住民の貴重な生命、財産を守る消防団員の確保など、安全・安心なまちづくりに今後とも一層努めてまいり所存でございます。

さて、11月16日には世界的な有名指揮者でございます秋山和慶氏を音楽監督に迎えまして、徳島に共感を持つプロの音楽家で構成されたとくしま記念オーケストラによ

る広域連携コンサート、「みかんの香る町の音楽会」を開催いたします。本物の音楽に触れ、豊かな感受性を磨き、輝かせていくことで、勝浦町の未来を創造していく子供たちを育てていきたいと考えております。議員の皆様方におかれましても、多くの町民の皆様方とともに、ぜひこの機会にご鑑賞いただければと思っております。

それでは、本会議に上程をいたしております議案につきましてご説明を申し上げます。

認定第1号は、平成25年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてであります。

各会計の収支等の状況について、ご説明を申し上げます。

まず、勝浦町一般会計では、歳入歳出差し引き額6億5,776万902円となりまして、このうち翌年度に繰り越すべき財源5,814万4,000円を差し引きまして、5億9,961万6,902円の黒字となっております。

次に、勝浦町国民健康保険特別会計では、歳入歳出差し引き額2億6,310万6,880円の黒字となっております。

勝浦町簡易水道事業特別会計では、歳入歳出差し引き額3,791万9,185円となりまして、このうち翌年度に繰り越すべき財源2,275万4,275円を差し引きまして、1,516万4,910円の黒字となっております。

次に、勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計では、歳入歳出差し引き額4万1,410円の黒字となっております。

次に、勝浦町農業集落排水事業特別会計では、歳入歳出差し引き額87万2,702円の黒字となっております。

続きまして、勝浦町介護保険特別会計では、歳入歳出差し引き額530万1,437円の黒字でございます。

勝浦町後期高齢者医療特別会計では、歳入歳出差し引き額14万3,400円の黒字でございます。

勝浦町物産販売特別会計では、歳入歳出差し引き額868万4,431円の黒字でございます。

次に、勝浦町病院事業特別会計では、病院事業収益で8億467万1,756円、病院事業費用8億2,771万7,177円で、差し引き額2,304万5,421円の赤字となっております。勝浦病院につきましては、郡内で唯一の有床の病院でありまして、町民の健康を守るた

めにもなくてはならない医療施設でございますので、今後とも医療体制の充実を図るとともに、経営状況の改善に努めてまいり所存でございます。

以上、決算の認定につきましては、監査委員の意見を添えて提出をいたしましたところでございます。

詳細につきまして、会計管理者と病院事務局長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明が終了しました。

続いて、豊岡会計管理者の説明を求めます。

豊岡会計管理者。

○会計管理者（豊岡和久君）〔認定第1号説明〕

○議長（大西一司君） それでは、会計管理者の説明終了しました。

この件について何かご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、次に岡本病院事務局長の説明を求めます。

岡本病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君）〔認定第1号説明〕

○議長（大西一司君） 病院事務局長の説明は終わりましたが、何か質問ありませんか。

また第二読会でね。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたしました。

なお、本件の第二読会については、9日、10日、11日の3日間で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（大西一司君） それでは次に、日程第5，議案第1号，勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第7，議案第3号，勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から提出説明をお願いします。

いける。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） それでは、議案第1号は、勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

この条例につきましては、児童福祉法第34条の16の規定に基づきまして、家庭的保育事業等の設備及び管理に関する基準を定めるための条例でございます。

次に、議案第2号は、勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

この条例につきましては、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるための条例でございます。

議案第3号は、勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

この条例につきましては、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるための条例でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただき、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明は終了いたしました。

お諮りします。

議案第1号から議案第3号までを第二読会に付することにご異議ございませんか。

よろしいんですね。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ございませんので、これより第二読会を開きます。

この第二読会は、会議規則第53条の規定により、状況によっては私からも質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

それでは、議案第1号について詳細説明をお願いします。

大西福祉課長。

○福祉課長(大西博己君) それでは、第1号議案のほうをお手元にお開きください。

勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案でございますが、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援関連3法により、子供及び子供を養育している者に必要な子ども・子育て支援に係る給付、その他支援が総合的に提供されるような措置を講じるため、厚生労働省令、平成26年省令第61号家庭的保育事業の設備及び運営基準に基づいた条例を制定するものでございます。

議案1ページの目次をお開きください。

現在、本町に該当する事業所はございません。

第2章の家庭的保育事業、これは定員5人以下のいわゆる保育ママと言われる制度のことでございます。第3章小規模保育事業、これらは定員6人から19人の保育施設のことであり、保育内容や規模等により、さらにA型、B型、C型に分類されます。第4章居宅訪問型保育事業、これは1対1を基本とするいわゆるベビーシッターのような制度でございます。第5章事業所内保育事業、これは文字どおり会社、病院等、各種事業所内に主に従業員の就業のために設置された保育施設の基準に関する規定でございます。現在のところ該当がなくとも、将来何らかの対象児童が見込まれた場合には設置されてないとも限らず、それが適正に運営されるため条例により、その設置、運営等の基準を定めるものでございます。規定内容は、児童の安全を第一に考え、国、県の指導に基づく基準どおりとしてございます。特にいずれの事業も、本町保育事業所との連携を指定してあります。

条文の内容を簡単に説明させていただきます。

第1章総則ですが、第1条から第2条が趣旨と定義の規定、第3条と4条は最低基準、第5条は事業所の一般原則の規定、そして第6条が子ども・子育て支援法により必須とされてるものですが、保育所の連携の規定、第7条は3ページになります。第7条は非常災害の避難計画と訓練の規定。

次ページに途中から移ります。

第8条から10条は職員に関する規定。

同ページ、11条から13条は児童の取り扱いに関する規定。

次ページ、14条から17条は衛生、食事、健康診断の規定。

次ページに移ります。

18条から21条まで内部の管理規定、苦情への対応等を規定してあります。

第2章は、家庭的保育事業に関する規定で、第22条から26条まで設備の基準、職員、保育時間内容及び保護者との連絡の規定となっております。

第3章は、小規模保育事業に係る規定、第27条、9ページになりますが、27条はA型、B型、C型の分類を規定してございます。

次ページの10ページなんですけども、ここでおわびを申し上げます。10ページと11ページの各表の施設、設備等の表現の中で、間違いではございませんが、システムのふぐあいにより番号と説明の感覚がずれてる箇所がございます。少し見づらいことをあらかじめおわび申し上げます。同様のずれが17ページと18ページの表にもございますので、まことに申しわけございません。

条文の説明を続けます。

9ページからの第28条から30条がA型事業に関する規定。

13ページに移ります。

31条から32条がB型事業に関する規定。

次のページになりますが、第33条から第36条まではC型事業に関する規定。

第4章は、居宅訪問型保育事業に関する規定。

15ページになりますが、第37条から41条までで保育内容、設備、職員、連携施設等を規定してございます。

第5章は、事業所内保育事業に関する規定。第42条に利用定員、43条に設備の基準。

19ページからになりますが、44条から48条まで職員に関すること、連携施設、その他事業の準用等を規定してございます。

21ページの第6章雑則の規定、49条に規定規則への委任に関する規定。

本則のほうは以上です。

同ページ、附則に移ります。

附則第1条は、施行期日の規定、同第2条から第5条までは、食事の提供、連携施設及び利用定員に関する5年間の経過措置を規定してございます。施行期日から5カ年間の各経過期間を規定するものとなっております。

以上が第1号議案でございます。

全部言ったほうがいいですか。

○議長（大西一司君） いや、ちょっと、ほんで切る。ちょっと座って。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○議長（大西一司君） 議案第1号についての説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方、ご発言をお願いします。まあ、なかなか。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようでございますので、次に議案第2号についての詳細説明を続いて大西福祉課長にお願いします。

大西福祉課長。

ちょっと早いかい。もうちょっと……

（「ちょっと小休願います」の声あり）

小休します。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

ちょっと私のほうで訂正します。

第1号議案について、質疑終わりと言いましたが訂正して、第1号議案、質問があるようございますので、受けたいと思います。

国清議員。

○5番（国清一治君） 今の説明でわかった人は少ないと思うんやけど。ほれは別として、事前に十分読んでこないかんのやけん、余りわからんとわからんとは言えんのやけん、今課長の説明で、今現在は該当施設はないと。逆に言うたら、ほういう施設をつくらないかんということと私は国の施策はほうやと思うんやけん、課長はどいう判断してますか。

○議長（大西一司君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） このこれら4種類の施設というのは、何らかの必要児童が生じた場合には必要なものでございますが、今現在本町に2つの保育所がございまして、その保育所のほうで今のところ保育のほうが実現しております。実体上待機児童というのが発生しておりませんので、今現在は必要ないと判断しておりますが、この種のものが何らかが発生を予見された場合には、こういう基準が必要だという認識でおります。

○議長（大西一司君） 国清議員。

○5番（国清一治君） ほな、今のところは全く考えてないということやな。全く。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） この議案のほうの事業所の設置を行政が主導してつくるということは予定してございません。

（5番国清一治君「急いで条例の必要はあるんかいな。条例化するんは」の声あり）

本条例でございますが、平成24年子ども・子育て支援法制定による法定の条例でございまして、この以下に続く第2号議案、第3号議案も類似のケースなんですけども、全国的には厚生労働省の提言に基づきまして、4万5,000人の待機児童が発生しております。この待機児童の解消というのが、24年の子ども・子育て支援法制定の大きな趣旨の一つでございます。都市部のほうで待機児童を解消する必要があり、国、県といたしましても、待機児童がおるからといって、次から次へと無制限に保育所を建設するわけにもいきません。そこで、各自治体の独自の財政力によって設置可能な、保育所までいかなくとも小型のものは各自治体の判断で建設して、少しでも待機児童を解消してほしいという趣旨に基づきますので、今のところ本県は極めて待機児

童が少ないということで、県内でもこういう施設が新規にされることは余りないと思いますが、徳島市内等都市部では一部認可の準備がなされているように聞いております。

○議長（大西一司君） はい。

○5番（国清一治君） 前に施設の園長さん呼んで、非常に定員に満たないと、経営的に難しいっちゅう話を生で議会は聞いとんやけど。ほなけん、僕は将来的に定員、待機が出てくるっていうことはあり得んのかなと思う気がしたんやけど、ほなこれ議案第1号から議案第3号まで全部待機児童に対する条例として解釈してええんやな。

○議長（大西一司君） どうぞ、課長。

○福祉課長（大西博己君） 法の趣旨はそのとおりでございます。ただ、子ども・子育て支援法の2つの柱がございまして、1つが今おっしゃられた待機児童の解消、もう一つが地域の子育て環境の支援というものでございますので、こちらのほうは地方のほうで十分今後活用できると思っておりますが、これとて平成27年4月1日の施行以降でないと具体的な支援策はまだ示されてはおりません。本町といたしましては、現行の保育所、それからそれ以外の子育て支援施設等に、何らかの支援、改良のほうの補助金等があることをアンテナを高くして見守っていきたいと思っておりますが、保育所のほうも今現在は実体上の待機児童はございません。あきはございました。ただ、25年度相当量の中途入所がございまして、保育士が不足するという状況は徳島県内いずこの保育所も発生しております。その現象が勝浦町にいつ来ないとも限りませんので、待機児童、いつまでもあきがあるというような状況は、楽観は私としてはしておりません。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ。

よろしいですか。

○5番（国清一治君） 待機児童と保育所の不足っちゅうのはちょっと違うとは思いますが、実際はな。僕はでよ。ほれはほれとして、私、終わります。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

1番美馬議員。

その場で。

○1番（美馬友子君） この条例は、来年の4月から子ども・子育て支援新制度ができるための条例施策だと思うんですが、1対1のベビーシッター、居宅訪問型保育事業っていうことは、仮に私があの事業を立ち上げるとしたら、町が給付とか支援、運営に関することをしていただけるっていうことですか。

○議長（大西一司君） どうぞ、課長。

○福祉課長（大西博己君） 仮にそういう施設を立ち上げて、この設備運営基準を全てクリアできたとします。そうしますと、国の運営費、今現行の運営費、27年度以降は支給認定子供に対する給付という形になるんですけども、その給付が受けられる対象になります。したがって、その国の補助金が、町の一般会計を経由して、その事業所にすることができる条例でございます。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○1番（美馬友子君） 保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅って、ゼロ歳からを言うんですか。何歳までを言うんですか。

○議長（大西一司君） 座ってほのままでええよ、もう。

課長、どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） 居宅訪問型事業、1対1のベビーシッターというふうに聞いておりますけども、それがゼロ歳児であるというのはちょっとまだ調べてないですけど、主は、ベビーシッターという県外の制度を見ますと、大体1歳未満のお子さんが対象ではないかと思えます。

○議長（大西一司君） どうぞ、美馬議員。

○1番（美馬友子君） わかりました。

○議長（大西一司君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、ないようでございますので、議案第2号についての詳細説明、続いてお願いします。

大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） これは立ったほうがええんやね。

○議長（大西一司君） はい。

○福祉課長（大西博己君） 第2号議案をお開きください。

勝浦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案でございますが、制定の理由は第1号議案同様で、基準の根拠につきましては、内閣府令、平成26年府令第39号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づいた条例を制定するものでございます。

議案書1ページをお開きください。

まず、目次をごらんください。

第2章の特定教育・保育施設の運営に関する基準というのが、本町にある2つの保育所が該当します。新制度による運営費国庫負担の算定と給付に関すること及び運営基準の規定ですが、本町の保育所は、徳島県及び厚生労働省の設置及び運営の基準どおり適正に運営されておりますので特に問題はございませんが、利用規程等の設定に一部明確にしなければならない点もございます。

第3章の特定地域保育事業所の運営に関する基準といたしますのは、先ほどの第1号議案の家庭保育事業、小規模保育事業、居宅型保育事業、事業所内保育事業を総称して地域保育事業といたします。それらを第1号議案の設備運営基準のとおり基準をクリアして、町で確認してそれを認可した場合、その事業所は特定地域型保育事業所というふうになります。その運営に関する基準でございます。第1号議案のほうは4種類の事業の認可許可の基準でございましたが、第2号議案は運営の基準でございまして、この特定教育・保育施設というのが、幼稚園、保育所、認定こども園というのが対象になるんですけども、本町には幼稚園は今のところございません。また、認定こども園、これは幼稚園の機能と保育所の機能を両方を兼ね備えた施設ですけども、今のところ新たに建設する予定もなく、2つの保育所を認定保育園に変更するという予定も今のところ聞いておりません。したがって、各条文は主に現行の保育所を想定したものと理解していただければと思います。これは運営基準で、認可行為とは別になりますので、認可のほうは従来どおり幼稚園、それと認定こども園等は国、厚生労働省の認可基準のほうをクリアして県知事が認可するというものになっております。本来勝浦町の保育所も知事の認可による規模でございまして、平成21年度に県のほうから権限移譲がございまして、3つ目の保育所を本町で認可する権限はございま

す。ただ、その認可権限の基準は、国の省令に基づいた知事が認可する基準を採用することになります。

それでは、条文の内容でございますが、第1章総則の第1条は趣旨の規定、第2条は用語の定義の規定で、第1項2号は、認定こども園というのは保育所と幼稚園の機能を合わせたもので、本町で今のところ実施していないというのは、先ほど申し上げたとおりです。同3号の幼稚園も現在ございません。

次ページ、第3条は就学前の子供に関する一般原則を想定したものです。

第2章は、特定保育施設の運営に関する基準でございますが、第4条、3ページのほうでございますが、利用定員の規定で、特に第2項、今までは保育所の入所申し込み、保育士数、法人のほうの実体的な実数に基づいて、みかん保育園何人、こすもす保育園何人と決めてございましたが、この法律の施行以降は利用定員の区分というのをゼロ歳児が何人、1歳、2歳児が何人、3歳以上が何人という区分ごとの利用定員を定めることを規定しなければなりません。この条例は、その定員を区分ごとに決めなければならないという規定になっております。現在両保育所ともトータルの定員は定めておりますが、より明確に区分しなければならなくなるということになります。第5条は保育内容手続の説明、同意の規定。

次ページになります。

第6条は利用申し込みに対する正当な理由のない抵抗、拒否の禁止等の規定、第7条はいずれの保育施設を利用するためのあつせん、調整及び要請に対する協力の規定、第8条、9条は受給資格申請に関する規定、第10条から12条は子供の心身の状態の把握、小学校との連携、情報提供の記録等の規定。

7ページになります。

13条がいわゆる保育料に関する規定となっております。

次ページ、第14条から18条は給付等の額に係る通知、保育の取扱方針、評価、相談、緊急時の対応に関する規定、第19条は給付費の支給を不正に受けようとした場合の通知の規定。

10ページに移ります。

10条から30条、12ページまでは施設の運営規程、勤務体制の確保、定員の遵守、重要事項の掲示、平等に取り扱う原則、虐待の禁止、懲戒権限等の乱用の禁止、秘密保

持情報の提供、利益供与の禁止及び苦情処理を規定してございます。

13ページの31条から第34条には地域連携、事故発生時の防止、発生時の対応、会計の区分、記録の整備等、保育施設の適正な管理に関することを規定してございます。

次ページ、第35条から36条は特定利用保育・教育の基準の規定、議案のページそのままにしておいていただきまして、前述しました第4条から9条、13条から14条、16条、21条、22条、33条から36条の内容は、新しい現在開発中の新システムによりまして、電子情報で国に報告することになっております。

条文の説明に戻ります。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する規定でございますが、16ページになっております。

第37条は利用定員の規定、第38条は内容手続の説明及び同意の規定。

17ページに移っております。

第39条は抵抗、拒否の禁止規定、第40条は利用事業のあっせん、調整協力の規定、第41条から42条は心身の状況把握、保育施設の連携に関する規定、第43条は利用者負担等の受領の規定、第44条から49までは当該事業の取扱方針、その評価、運営規程、勤務体制の確保、定員の遵守、記録の整備等、当該事業の適正な運営管理を規定するものです。

22ページまで飛びますが、50条は、前述の8条から14条、17条から19条及び23条から33条までの規定の準用規定でございます。

同51条は特別利用地域型保育の基準の規定。

第52条、23ページに移ります。特定利用地域保育の基準に関する規定。

第4章が、雑則規定。第53条に規則への委任に関する規定。

以上が本則でございます。

附則につきましては、第1条が施行期日の規定、同第2条は特定保育所が保育を利用する場合、当分の間従来どおりとすることに関する特例の規定、同第3条は保育施設の保育または特別事業保育を提供する場合、当分の間従来どおりとする経過措置の規定、同第4条は小規模保育事業C型の利用定員に関して5年間の経過期間を設ける規定、第5条は連携施設等に関して、条例の施行日から5年間の経過期間を設ける規定でございます。

以上が第2号議案の詳細説明です。

○議長（大西一司君） 議案第2号についての説明は終わりました。

この件について何かご質疑ありましたら。

どうぞ、10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 勝浦町に関する事で、利用定員に関する基準の中で、区分ってなっとうわな。さっきにほな言うた0歳児が何人、1歳児が何人、3歳児が何人という区分を最初から決めておく。今の定員の中で、これはいけるん。何人か0歳児が仮に今、仮にですよ、生比奈の保育所で3人しかおらんんだら、仮に5人と定めた中で2人足らんとか、そういう問題ではないの。

○議長（大西一司君） どうぞ。

そのままです。

○福祉課長（大西博己君） あくまで条例のほうは、区分をきめなければならないという条例の指定がございます。そして、その区分の0歳児を何人にする、1、2歳児を何人にする、3歳以上を何人にするというのは、条例の施行規則で定めるようにして、12月に保育所の利用申し込み等がございます。利用申し込み等に基づいて実体的な人数を規則で定めるというふうにするのが一般的なやり方となっておりますので、条例で0歳児が何人、1歳児が何人と人数を明記するわけではございません。

○10番（川端雅夫君） ということは、毎年人数は変わるっちゃうことやな。ほな、仮に12月に申し込み受けて、ゼロ歳児が3人おつたと、ことしは。ほな、来年の12月にまた申し込み受けて、仮に1人しかおらんんだら、ほの条例は、前の27年度は3人となっとなのに、28年度は1人というふうに変えていかなしゃあないんちゃうん。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） まだそのあたりの基本的な方針は出てないんですけども、今現在の情報では、トータルの利用定員というのはそう簡単に毎年毎年ころころ変えられるものではないんですけども、区分内の利用定員は毎年調整するという規則の内容になるということになると思います。要するに、総定員数の根拠、それが年度ごとに変わる可能性はあります。ただ、そうならないような数字を初年度の規則で決めるような見込みは立てていくつもりではございますが。

○10番（川端雅夫君） ほな、さっきの第1号議案に仮に戻ったら、生比奈が求人

と定員推移だな。そしたら、待機は今はないと言うけど、保育士さんができた場合に、これは定員をふやすことはできるんか。

○福祉課長（大西博己君） 総定員数はふやすことが可能です。区分もその際に何らかの調整はすることになると思ひまして、待機児童の発生は極力防ぐという現場の操作は必要になると思ひますが。

○10番（川端雅夫君） 監査のときでもよう聞いたんやけど、今途中入札でほれがようけえふえよらしいわな。ほなけど、保育士さんはいないということになった場合に、もし定員がふえた場合、ほの区分も人数も違うてくるだろうと言ひよんだ。ほんで、毎年ほな0歳児を3人と決めとつたら、3人以上はあかんのんか、3人以下はあかんのんかということ。ほで、ほれを毎年ほの区分、条例変えるっちゅうんでなしに應用していかんだら、毎年毎年同じ人数ではないはずやけんな。

○議長（大西一司君） 人数決める必要ないんじゃないかと言ひよるんな。

（10番川端雅夫君「おお」の声あり）

○福祉課長（大西博己君） 一応法律で区分を定めなさいと定められてますので、この区分を定める条例は規定します。そして、この条例の施行規則の中で、ある程度柔軟に対応できるような施行規則にするつもりではおります。したがって、利用定員が壁となって待機児童が発生するというようなケースは避けたいと思ひます。というので答えになりませんか。

○10番（川端雅夫君） 毎年違うっちゅうことやな。

○福祉課長（大西博己君） 変わる可能性があります。

（10番川端雅夫君「もうよろしい」の声あり）

○議長（大西一司君） 席立ってね。

○福祉課長（大西博己君） 柔軟な規則にしておきますので、何人から何人というふうに。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ほな、議案第3号までいっところか。そして、また後で。

どうぞ、5番。

○5番（国清一治君） 僕もこれ今、マイクきょうおかしいな。

○議長（大西一司君） 言ってもうて。今からしょうがない。

○5番（国清一治君） きれいな声の人よんでこか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○5番（国清一治君） 僕も、ちょっとごめんよ、4条のこれ気になったんやけど、この4条の2項の解釈したら、満1歳に満たない者と満1歳以上の区分はしときなさいということと僕は解釈して、多分川端議員が言いよんも、ほなほれにも保育所が何人っていうんが要るはずやけん、1回1回入所者の数見て、ほれで規則を変えるというようなものではないと僕は思うたんやけど。ある程度は決めとかなんだら、多分この2つの区分で決めたらええんでないかと思うんで。ほれは違うん、解釈は。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） 私もこれ2種類かいなと思ったんですけども……

（5番国清一治君「ちやうん」の声あり）

条文をよう読みますと、利用定員の4条の第2号の……

（5番国清一治君「2号」の声あり）

第2項のほうに、ゼロ歳児と1歳以上の区分に定める者と書いてまして、その上に法第9条第1項第3号に掲げる就学前の子供の区分、この第9条第1項第3号というのが3歳未満の区分でございます。それで、要するにこの第2項の条文と第2項の1号、2号、3号をひっくるめると、平たく言うとゼロ歳児と1歳児と2歳児及び3歳以上に区分せねばならないというふうになっております。

ただ、利用定員につきましては、10番議員さんのご指摘のとおり、毎年毎年区分の利用定員数がころころころころ変わらんようになるようにするように、なおかつその定員数が壁になって、何歳以上はいっぱいですから入れませんというような事項も避けるような条例施行規則にする予定でございますが、今のところ国、県のほうから何らひな形が示されてませず、利用申請等の様式もございませんので、今後そういう情報を早目早目にキャッチして、条例制定後、速やかなうちに規則のほうの制定も図るつもりではございます。

以上です。

（5番国清一治君「わかりました」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、質疑を打ち切ります。

それでは続いて、議案第3号について大西福祉課長に続いて詳細説明をお願いします。

○福祉課長（大西博己君） 3つ目になりますが、議案第3号をご準備ください。

勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案でございますが、制定の理由は第1号議案、第2号議案と同様でございます。ただ、基準の根拠につきまして、厚生労働施行令、平成26年省令第63号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づいた条例を制定するものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

本町の横瀬校区と生比奈校区にある現在2つの学童保育が対象となります。その学童保育の設備運営基準に関する規定の条例化ではございますが、両学童保育ともに徳島県の補助金要綱に定められた基準を従来から満たしており、特に運営が困難になるような内容ではございません。ただ、今後はその保育内容をより向上させるため、一部充実させなくてはならない規定がございます。

条文の内容でございますが、第1条が趣旨の規定、第2条から4条までが最低基準の目的と向上に関する規定、第5条と第6条は一般的な原則及び災害計画と訓練の規定。

次ページに移っておりますが、第7条から8条は職員の一般的な要件と知識、技能の向上に関する規定、第9条が設備の基準。

そして、3ページ、特に重要な分でございますが、第10条、これが今度の法改正によりまして、現行のいわゆる指導員の数とその資格を義務づけてございます。まず、1学童保育に対しまして2名以上の指導員配置を義務づけられております。さらに、その1名は放課後児童支援員という有資格者が徳島県知事の実施する研修を修了した者を配置しなければならないと規定します。同条第3項の第1号から9号までに規定してある有資格者が対象となります。保育士であったり社会福祉士であったり幼稚園教諭であったりしますが、本町の現状からいいますと、第3号学校教育法云々、下のほうに、2年以上児童福祉事業に従事した者というふうに記載しております。現在の学童保育には、第3号に該当する者、つまり2年以上従事した者が何人かおりますので、徳島県知事の実施する研修さえ修了すれば十分可能と考えております。指導員が交代して新たに配置された場合も想定されますが、仮に来年の4月1日に全員新人に

なったという場合に対応するため、後で説明しますが、附則のほうに、この条例の30の経過期間、この規定を平成32年3月31日までの経過期間を設けてございますので、そこら辺の対応も講じられるものと考えております。

では、14ページに移ります。

第1条から13条は児童取り扱いの平等原則、虐待等の禁止及び衛生管理等の規定でございます。第14条と15条は運営規程と帳簿の管理規定、第16条から17条は秘密保持と苦情への対応の規定、第18条は開所時間の日数の規定。

6ページに移っております。

19条から第21条は保護者との連絡、関係機関との連携及び事故発生時の対応を規定してございます。第22条は規則への委任に関する規定で、以上が本則となっております。

附則第1条は施行期日の規定、同第2条が、先ほど本則の第10条で説明しましたとおり、指導員の資格規定に係る経過期間の規定でございます。

以上が詳細説明です。

○議長（大西一司君） 議案第3号についての説明終わりました。

これより質疑を受けたいと思います。

ご質問のある方どうぞ。

1番美馬議員。

○1番（美馬友子君） この条例は、学童は基準を満たしておるんですが、内容を充実させるために設けるためっていうことも説明されましたが、それは子ども・子育て会議の意見の内容とかパブリックコメントで住民に意見をもらった中身が反映されとっていうことですか。

○議長（大西一司君） 課長、どうぞ。

○福祉課長（大西博己君） パブリックコメントのほうは、保育内容の向上に当たって、まず一応いっぺんにしていただくのは指導員の向上であろうということで、既にこの法律が24年8月に制定されましたので、その法律に基づいて26年度のほうも一般会計のほうで指導員の研修等はもう先行させてスタートさせております。さらに、この基準を満たせるようにするために、数々の研修等で指導員のスキルアップを図るような計画になると思います。

さらに、保護者等の意見でございますが、受益者である保護者、あるいは町内の既存の保育施設の意見につきまして、昨年度に設置しました勝浦町子ども・子育て会議に条例原案の概要説明資料に基づき、その会議で説明して、おおむね了解はしていただいております。同会には、保護者の代表、学童保育の指導員の代表、子供の広場等のはぐくみクラブ代表と委員の方も委員になっておりますので、おおむね本条例案、特に問題なく、さらにわずかずつ、実施可能なものでありますが、向上していくという内容のご理解はいただいております。

以上です。

○議長（大西一司君）　どうぞ。

○1番（美馬友子君）　保護者からの強い要望はなかったということやね、学童に対する。

○議長（大西一司君）　どうぞ、課長。

ないんで。

○福祉課長（大西博己君）　もちろん、この条例のことだけではございませんでしたので、会議のたびにいろんな要望等は聞いております。学童保育につきましては、保育料が両保育所で差があったりとか、それから保育内容に少し、これは保護者のほうからのご意見ですが、ちょっと差があるのではないかという要望が指導員の耳に入っているというような現場での声は常時聞いておりますので、その点もこの子育て支援法計画及びこの条例の国の政策を遵守しながら、町独自に徐々に実施可能なものから改良は進めていくつもりでございます。

○議長（大西一司君）　1つ私のほうから。現在これ資格、いろいろルールも設定されとんやけど、現在問題ないし、また新たなこのルールについて、いろいろ対応せないかんやということはないんですね。このまま推移してもどうこうないと、今の現状では。指導体制に。

○福祉課長（大西博己君）　2年以上指導員経験のある者がほとんどですし、なおかつその指導員の中に幼稚園の教諭資格を持つ者もいますので、この10条の規定をクリアできないという状況は心配、問題は特にないんでないかいなと認識しておりますけど。

○議長（大西一司君）　わかりました。

それでは、ほかにございませんか。

4 番 節議員。

○4 番（節 公一君） ちょっと基本的なことで申しわけないんですが、この事業者っていうのは、ちやいどクラブとたけのこクラブ、それぞれが事業者になるんですか。ほれとも、今の話聞きよったら、町が事業者みたいなような感じはするんですが、事業者は各クラブが事業者ということですか。

○福祉課長（大西博己君） 現状のとおり、各両学童とも保護者会というか運営委員会というのがございまして、そこが事業者になります。

○4 番（節 公一君） それは、ほったらどういう性格の団体になるんですか。任意の団体みたいな形になるんですか。何か認められたような福祉法人格を持つとか N P O が持つとかでなくして、例えば予算的なもんもせにやいかんだろうし、職員の研修もせにやいかんってというようなことでしょうか。ほんで、その位置づけというか、どういう感じになっとんんですか。

○福祉課長（大西博己君） 事業所自体の性格は今ままでこの設備運営基準に該当できますから、町がその確認作業を済んだ後許可して、国の支援は今までどおり受けて、なおかつ何らかの支援策があった場合には、それも含めて支援をうちから交付することができますが、その団体の……。

○4 番（節 公一君） あくまで任意の団体みたいな……

○福祉課長（大西博己君） 任意の団体。

○4 番（節 公一君） みたいな形になるんですか、それは。保護者なり関係者がつくつとるといことになるんですか。

○福祉課長（大西博己君） 今のところ、その団体の性格、法人格の向上とか、そういうのまでは及ばんと思ひますけども、この条例では。

○4 番（節 公一君） やけん、事業者は、ほの言う各 2 つのクラブが事業者ということですね。

（福祉課長大西博己君「はい」の声あり）

ほんで、やったら事業主という……

（福祉課長大西博己君「そうですね、ええ」の声あり）

負担も、責任者もきちっとおって、いろんな内部の運営に関する規則とかもきちつ

とできるとということなんですか。

○福祉課長（大西博己君） はい。ただ、その条例の、ちょっと待ってください、第3条の第2項、町は最低基準を常に向上させるよう努めるものとするという規定がございますので、町が子育て支援策の政策のプライオリティーの問題もございましてしょうけども、その町の政策に基づいて、最低でもこの最低基準を向上させるように、さらにその資質を向上されるような義務みたいなものは規定されてますので、そこから町のサポートはするようになるんですが、法人の性質そのものは今までどおりの団体となります。第1号議案にありました、例えば訪問型保育事業というベビーシッターの制度を単独で制定した場合、その事業はいわゆる任意の事業所団体で、その設置と基準が町が確認できたかどうかというので国の支援が受けられるかというのが決定になりますから、うまく説明できませんが、両学童保育とも法施行後もその団体の性格は今までのままでございます。

○4番（節 公一君） いや、説明聞きよったら、もう事業者は町が実際のことをいろんなことを皆しょんみみたいな形に、指導というか、運営のことに関しては町のほうが担当課が決めていきょんみみたいな形がするんで、いろんなことを。その事業者のほうが自分やの最低でどういう形のもんができるんかというような、事業主とって今言ったら町と何の関係っていうんがどんなんかなというような感じがするんやけど。

○議長（大西一司君） うんうんうん。そうやな。

○4番（節 公一君） もう町のほうが大体事業主みたいな形に聞こえるんやけども。ほの独自性っていうか。

○議長（大西一司君） ほんなやったらほれ、ほこら。

○福祉課長（大西博己君） 決してそういうようなものではございません。あくまでも保育料の問題であるとか保育内容の問題であるとか指導員の質の向上とかというのは、私どもが指導したわけでなく、従来どおりそういうクラブのほうから要望があったものを実施可能なものから支援していくというふうなスタンスをとっておりますので、町が主導してこの段階を変えていくと、その選択肢を実施しよう自治体もあるかもしれませんが、例えば公立の学童保育や園を目指してるところもありますので、そういうのではないんですけども、あくまで保護者の意見を主体に置いた町の支援……

○4番(籀 公一君) ほんじゃあ、位置づけとしたら保護者なりの任意の団体って
いうことやね。そういうことですか。

○福祉課長(大西博己君) 形式上真っ二つに切ったら、もうそういうことになりま
す。

(4番籀 公一君「そういうことね、はい」の声あり)

はい。

○議長(大西一司君) ほかにございませんか。

1番美馬議員。

○1番(美馬友子君) ほな、2カ所の学童の責任者はどなたに、保護者代表になる
んですかっていうことですか。町ではないっていうことやね、責任者は。

○議長(大西一司君) ほな。

○福祉課長(大西博己君) 極端に言えばそういうことになるんですけど、そうなら
ないようにサポートはしますけども……

○1番(美馬友子君) 責任者は置いてないっていうことですか、代表者。

○福祉課長(大西博己君) 代表は責任者ということになりますが。

(「代表者は誰なん」の声あり)

○議長(大西一司君) 名前を言わんでもええけど。

(「代表者がおるんやろう」の声あり)

○福祉課長(大西博己君) 学童の運営委員会の会長とか保護者会の会長というのが
代表っていうふうに認識しております。事故の責任を負うという厳しい状態にならん
ように指導員のほうでサポートはもちろんするんですけども、もちろん指導員の責任
の範囲内となったら指導員の責任になりますが、今のところ私立でもなく公立でもな
く、公設民営の団体です。その設備基準を変えて、町が国、県の支援を求めるに足り
る組織であるというのを認定する基準でございます。

○議長(大西一司君) すっきりせんけど、よろしいで、美馬さん。

○1番(美馬友子君) ……。

(「代表者が責任者ということじゃろう」の声あり)

(福祉課長大西博己君「ええ。そういうふうに認識して
おります」の声あり)

○議長（大西一司君） 保護者の代表……

（1番美馬友子君「ほな……」の声あり）

スイッチ。スイッチ切つとらん。

○1番（美馬友子君） 町が知事の研修を受けなさいっていうんは支援するけど、ほの代表者が研修が受けれてないけん、あかんとか、ほういうことは言えれないっていうことですか。運営基準，どうなんでしょう。

○福祉課長（大西博己君） 第10条の資格者が確保できない場合には町が認めてない無認可の学童保育という扱いになりますので，無認可となりますと学童保育料だけで運営せざるを得なくなります。ほれは現実的にそういうケースは想定はしてないんですけども，運営基準を全てクリアできて一般会計によるしかるべき委託費……。

ええ。というのを支給できるような団体になると。

○議長（大西一司君） 美馬議員が言いよんは，自発的にその組織ができんのかっていうんではないん。町が……。

（福祉課長大西博己君「町営」の声あり）

○1番（美馬友子君） 町営ではないけど，今は責任者が保護者っていうことだったら，この条例，条文を十分認識してないと責任者になれんっていうことでしょうか。

○福祉課長（大西博己君） この条例は，何度か指導員の代表の方と精査しましたけども，全部クリアできる内容ばかりでございますので，特に問題はないというので条例化すると。もともと両学童には運営費の3分の2を委託料として執行してございます。その県費を得るための補助要綱基準というのをクリアできんとその補助金は執行できませんので，その補助要綱さえクリアできるだけの団体だったら，この基準はクリアできると。つまり，補助要綱の基準もこの基準も国の指導基準に基づいた条例ですので，今のところ全部クリアできております。ただ，もし基準がクリアできず，何ぞの監査，勧告に基づいても基準できないという第3番目の学童保育が発生したとします。それは，無認可の学童保育として学童保育料だけで運営するという自体が発生しないとも限りません。

○議長（大西一司君） うん。

○1番（美馬友子君） その話を指導員が責任者ではないんですか，ほな。

○福祉課長（大西博己君） 保育指導による責任者は指導員でございます。指導上の事故発生等は指導員が責任をもちろん負います。もちろん、町も一般会計予算を執行しておる以上、執行責任に基づく管理監督責任は問われます。ですから、まず第一に、事故がないように事故がないようにというふうな運営の仕方を進めております。

○1番（美馬友子君） 3分の1の事業費っちゅったらおかしいけど、その分を運営してるんが保護者ってということですか。3分の2が町の補助でしょう。

○福祉課長（大西博己君） 3分の2が公費で賄うて、あとの3分の2を学童保育料等で賄っているという会計になっております。

○議長（大西一司君） 3分の1補助。3分の2補助。

（福祉課長大西博己君「3分の2補助です」の声あり）

責任の所在っちゅうことやな、美馬議員が言いよんは。実際言うて、どこが一番責任者など、事業の。

（福祉課長大西博己君「小休お願い●します●」の声あり）

小休します。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大西一司君） 再開します。

どうぞ、課長。

○福祉課長（大西博己君） 設立当時の人物が課長になりましたのでちょっと聞きましたところ、説明不足でして、公設民営化ということで、設備とかその建物に関する責任は町が負うことになります。中の運営に関して保護者会、指導員が負うというふうにならざる変更、訂正させてください。ですから、設備等の責任は、公設民営化の公、町が負うことになります。

○議長（大西一司君） 美馬議員、よろしいですか。

○1番（美馬友子君） はい。

○議長（大西一司君） ほな、8番、どうぞ。

○8番（井出美智子君） 済いません。

6ページの中に、条文の中に放課後児童健全育成事業者はという言葉がいっぱい出

てくるんですけど、この放課後児童健全育成事業者っていうことがちやいるどクラブ、たけのこクラブということになるわけですか。そしたら、その放課後児童健全育成事業者は常に利用者の保護者と密接な連絡をとりとか、今言った中身が具体的に条文の中にうたわれているわけなんです。もう一つ、勝浦町の学童クラブの視察に徳島市の市議員が個人的においでで、もう徳島市と比べたら雲泥の差で、環境も指導員の中身もいいし、すばらしいと言って帰った経過があるんですけど、勝浦町の学童クラブの中身については外から褒められて再認識した過程があるんですけど、この条文っていうか条例をつくることによって、さらにランクアップできるっていうことが裏づけられているということですか。

○議長（大西一司君）　どうぞ、課長。

○福祉課長（大西博己君）　親法である子育て支援法の趣旨のとおり、待機児童解消であると同時に、こういう地域の子育て支援部分のサポートというのが大きな柱の一つでございますので、この条例、運営基準に基づいて、多方面からその向上は図っていくものと認識しておりますが。ですから、保育内容、指導員の資質、設備ともに、これから向上させていかねばならないというような条例になっております。

○8番（井出美智子君）　国が法律がきちっと決まったから、それに応じて町の条例もきちっとしなければならないといういつもの流れで条例をきちっとしたわけですか。

○福祉課長（大西博己君）　ちょっと違うんですけども、その国、県から3分の2補助金が出ようという関係で、その運営基準が省令の運営基準でございました。その省令の運営基準に準じた運営の仕方をされておるかどうかつちゅうんが国、県の支援、補助金の要件だったのが、この省令じゃなくて、町が定めた条例の運営基準をクリアできようかどうかで町が認定して、町が国、県からもらった補助金を歳出で執行すると。だから、根拠が国の省令から町の条例に変わるというだけで、内容が変わるわけではございません。そして、町の条例にすることによって自治体が独自に判断できる部分もございますので、例えば指導員の向上に特に力を入れるというふうにもできますし、運用に柔軟性が持てるものと認識しております。

○8番（井出美智子君）　3分の2の補助金をもらうためには、きちっとこの町の条例を定めてもらう手続、どうしてもこういう条例が必要なのでつくったということで

すね。

○福祉課長（大西博己君） 学童保育の設置も全国で64%で、まだ3割以上が未設置の状態が続いております。これを各自治体の条例で運営基準を決めて、条例ごとに積極的に学童保育を新設、増加して学童保育の待機も解消してほしいというのが狙いでございます。しかるべき、そういうふうにとんどもんどもんそういう待機学童保育児童の解消をするためには、当然国の支援、子育て支援法制定の背景にありました3,000億円の予算が配分されるものというふうに認識しております。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

それでは、はい。

○5番（国清一治君） 大分深みに入っていきょうに思うんやけんど、もとは4番議員の質問に対する疑義からこれ始まっとなやけんど、任意の団体に対して、ほれを条例である程度、これは損害賠償までしなやあかんたうと思ふんやけんど、ほれがほんなんできけるんでっていうことなんよな。例えば、高齢者のデイサービスセンター事業やったら、当然町がせにやいかんことを社会福祉法人に委託しとうわな。公的機関じゃわ。NPOも多分公的機関だと思ふ。全く任意のところに委託して、これ21条で見よったんや、これ損害賠償もせないかん、21条。速やかに損害賠償をせないかん。ほこまでほういう任意の保護者会とか何や知らんけど、ほこまでに持たせるんか。ほの人はほんだけ自覚して受けとんかどうか。ほなけん、事業者は町でないんやな。ほれ、ほこをはっきりしといてくれたらそれでいい。

○議長（大西一司君） いや、もう何回も言うように、町ではないんね。今まさしく5番議員が言うた、何かあったらほの団体が責任持たないかん、まあゆうたら。

（5番国清一治君「損害賠償せにやいかんねやな」の声あり）

それはせないかん● ●。今までの答弁やったら。

どうぞ、課長。

（5番国清一治君「ほな、ほれでええんやな」の声あり）

○福祉課長（大西博己君） 公設民営化ということで、設備とか施設、建物に関して何らかの損害が発生した場合は町が損害賠償請求を負いますが、運営上の事故、損害賠償が発生した場合は民法に基づく損害賠償請求権がその任意の団体に発生すると。

これは任意の団体どこともだと思えますけども。

○5番（国清一治君） ほれは、ほなけん代表者がおるんでしょう。

○福祉課長（大西博己君） おります。

○5番（国清一治君） 代表者がほなほの責任損害賠償せないかんのやな。

○福祉課長（大西博己君） この条例は今までも省令として定められておりますので
……

○5番（国清一治君） いやいや、この条例がつくったんやけん、これでよったらほな、今誰や知らんけんど、ほの人が損害賠償せないかんねんな。

○福祉課長（大西博己君） その人がっちゅうんでなくて、その事業者がということになります。そのグループ全体、代表者が……

○5番（国清一治君） 事業者やけん、代表がおるでえな。代表がおるんだろう。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○5番（国清一治君） ほの人が責任を持ってせにやいかんということやな。

○福祉課長（大西博己君） なりますね。

○5番（国清一治君） ほんでええな。

○福祉課長（大西博己君） ケース・バイ・ケースによりますけども、はい。事故の。

○5番（国清一治君） いやいや、これは条例はほう書いてあるけん。

○福祉課長（大西博己君） ええ。省令のとおりです。

○5番（国清一治君） ほな、事業者は僕は町と思ったんやけど、ほうではないんやな。

○福祉課長（大西博己君） 施設と設備以外は、運営のほうは事業者は各クラブです。

○5番（国清一治君） ほなけん、ほれはほういう社会福祉法人やNPOでのうても委託はできると。解釈やな。

○福祉課長（大西博己君） はい。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） それでは、質疑がないようございますので、それでは質疑

を終了します。

お諮りします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大西一司君) ご異議ございませんので、議案第1号、議案第2号、議案第3号は第三読会に付することに決定をいたしました。

小休します。

午前11時20分 休憩

午前11時35分 再開

○議長(大西一司君) 再開をします。

~~~~~

○議長(大西一司君) それでは、日程第8、議案第4号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算(第3号)についてから日程第10、議案第6号、平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算(第1号)についてまでを一括として議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から提出説明をお願いします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) それでは、議案第4号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,040万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億2,136万6,000円とするものでございます。

議案第5号、平成26年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,561万5,000円とするものでございます。

次に、議案第6号、平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

収益的収入及び支出の補正額につきましては、病院事業収益の総額に236万円を追

加し、6億4,168万5,000円、病院事業費用の総額に207万6,000円を追加し、6億4,140万1,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出の補正額につきましては、資本的収入及び支出の総額にそれぞれ1,803万6,000円を追加し、資本的収入を2,366万1,000円、資本的支出を3,072万4,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） 町長の説明は終了しました。

お諮りします。

議案第4号から議案第6号までを第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ございませんので、これより第二読会を開きます。

この第二読会は、会議規則第53条の規定により、状況によっては私からも質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは、議案第4号について詳細説明をお願いします。

伊丹参事兼企画総務課長。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 入ってます。入ってますか。

済いません。

議案第4号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、アベノミクスの地方への景気回復を目的とした地域活性化・効果実感臨時交付金、いわゆるがんばる地域交付金でございますけれども、これが4,351万円が確定したことを受けまして、観光交流施設、それから生比奈小学校の太陽光発電事業、そして勝浦病院の防災対策、医療体制の向上を図るための予算を計上しております。

補正予算の金額につきましては、歳入歳出それぞれ8,040万5,000円を追加いたしま



して、総額を33億2,136万6,000円とするものでございます。

予算書の4ページをお開きください。

初めに、第2表の地方債の補正について、限度額を変更いたします。過疎債が2,110万円、臨財債が3,243万9,000円、緊急防災・減災事業債が1,380万円を増額いたします。一方、一般廃棄物処理事業債1,600万円を減額いたします。増減の理由につきましては、各予算のところでご説明をいたします。

それでは、企画総務課の補正予算の内容について説明をいたします。

歳出を中心に説明いたしまして、充当する歳入を説明いたしますけれども、歳入のみの補正がありますので、先に説明をいたします。

8ページをごらんください。

歳入の17款繰入金、財政調整基金の繰入金が3,297万2,000円の減額となっております。理由につきましては、臨時財政対策債の増加によりまして繰入額が減少になったものでございます。

続きまして、20款の町債、臨時財政対策債でございますけれども、3,243万9,000円の増額となっております。本年度の借入額が確定したため、増額補正をするものでございます。今回の補正予算の一般財源に充てております。

それから、同じく20款の町債、過疎対策事業債2,110万円の増額と一般廃棄物処理事業債1,600万円の減額です。これは、小松島市のしらさぎ浄園のろ過施設の機能強化を図る工事負担金につきましては、当初は一般廃棄物処理事業債の借り入れを予定しておりましたけれども、財源の有利な過疎対策事業債の借り入れが可能となりましたので、借りかえをするものでございます。負担金の額に変更はございません。

それでは、個々の予算について説明をいたします。

9ページをごらんください。

勝浦病院特別会計の繰出金でございます。

歳出は、4款衛生費、1項保健衛生費、28節繰出金1,803万6,000円でございます。

歳入は、13款国庫支出金の地域活性化・効果実感臨時交付金1,800万円と一般財源3万6,000円でございます。

内容につきましては、勝浦病院の特別会計のほうで説明があるかとは思いますが、病院の防火ドア、それからナースコールの工事費、それとそれらの設計費を地域

活性化・効果実感臨時交付金を財源に繰り出すものでございます。

次に、11ページをごらんください。

歳出の8款消防費、非常消防費の15節工事請負費1,923万7,000円でございます。

歳入は、20款の緊急防災・減災事業債が1,380万円と一般財源543万7,000円を充当いたします。

補正予算の内容でございますけれども、今年度の当初で地域の元気臨時交付金を財源に防火水槽2基、これも棚野地区と星谷地区でございますけれども、設置する計画でございますが、資材及び人件費の高騰、また棚野地区の設置する防火水槽の用地造成のために192万1,000円を計上するものでございます。

また、消防団詰所の耐震改築工事についても、当初予算で地域の元気臨時交付金を財源に2カ所、これは第4分団の中山地区、それと第5分団の棚野地区を実施する計画でございますけれども、第4分団につきましては、詰所屋上に設置しておりました防災無線を新たに敷地内に設置する工事が費用として250万円がふえたこと、それから第5分団では、現在石積みでかさ上げをしております地盤が想定される震度で石積みが壊れる危険性があることから、コンクリート擁壁と地盤改良が必要となったことから1,481万6,000円を計上するものです。

以上で総務課の分の予算、議案第4号、平成26年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）についての説明といたします。

以上です。

○議長（大西一司君） それでは引き続いて、福祉課。

大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 同じ勝浦町一般会計補正予算（第3号）、予算書9ページをお開きください。

歳出のほうから説明させていただきます。

歳出313の老人福祉費でございますが、153万8,000円の追加補正です。これは坂本集会所及び生比奈集会所を高齢者の活動拠点として整備するための経費及び町内の独居高齢者を対象とした災害時の救急用医療情報キットを購入するための経費として、11の2で消耗品費で22万8,000円、その下、15の1で工事費で75万1,000円、その下、18節備品購入費で55万9,000円を計上させていただければと思います。

特定財源の説明になりますが、予算書7ページに戻ってください。

歳入、県支出金、14の2の2の民生費補助金でございますが、第1節の1の21で153万8,000円の追加補正です。これは地域支え合い体制づくり事業費補助金で10割が補填される事業に該当いたします。

以上でございます。

○議長（大西一司君） それでは続いて、笹山住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 同じく勝浦町一般会計補正予算（第3号）、3款3の1の4国民年金費でございます。年金生活者の支援給付金の新設に伴いまして、システムの改修を行うために189万円補正させていただきたく上程いたします。これは、先ほど収入のほうで、7ページでございますが、国庫支出金の民生費国庫委託金、国民年金事務国庫委託金から全額支出される運びとなっております。それで、システム更新業務委託料として189万円を補正するものでございます。

以上です。

○議長（大西一司君） 続いて、野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 産業交流課関係の補正予算でございますが、歳入につきましては、7ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金の8目総務費国庫補助金、1節企画費国庫補助金の3がんばる地域交付金については、補正額4,351万円のうち、551万円を歳出6款の中の観光費、おもてなしの空間あずまや整備事業に充当しまして、それとその下の節名5過疎地域等自立活性化推進交付金につきましては、補正額1,000万円を同じく歳出6款の中の地域交流推進費、勝浦暮らし体験支援交流事業に充当する国庫補助金でございます。

その下、14款県支出金、2項県補助金の1目総務費県補助金、1節企画費県補助金の5課題解決先進市町村戦略交付金につきましては、補正額320万円のうち、300万円を歳出5款の中の農業推進費、ブランド化戦略事業に充当し、20万円を6款の中の地域交流推進費、知名度向上戦略事業20万円を充当する県補助金でございます。

その下、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金、節名では10農地集積・集約化対策事業補助金につきましては、補正額190万円を歳出5款の中の農業委員会費、農地台帳システム改修事業に充当する県補助金でございます。

歳出につきましては、10ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費の1目農業委員会費につきましては、272万2,000円を追加補正いたしまして、13節の委託料、農地台帳システム改修の事務委託料に係る経費に計上するものでございます。事業の詳細につきましては、各市町村からの農地台帳データを県の農業会議を通じまして全国の農業会議所に集約し、平成27年4月から情報公開するためのシステム改修を行うもので、財源といたしましては、先ほど申し上げました県支出金の農地集積・集約化対策事業補助金190万円を充当することといたしております。

次に、同じく3目農業振興費については、360万円を追加補正し、地域活性化プロジェクトの中の勝浦みかんブランド化戦略に係る経費を計上するものでございます。詳細につきましては、9節旅費では市場や先進地視察、勝浦みかんPRのための旅費として35万円を、13節委託料につきましてはマスコットキャラクターちょぞっ娘のグッズ作成業務委託料として10万円を、19節負担金補助及び交付金につきましては勝浦ミカン生産販売促進協議会が実施するミカン品質調査に要する非破壊型糖酸度計測定器の購入やその測定費用、それからトップブランド出荷用の5キロ箱の段ボール箱作成経費などに係る交付金として195万円を計上するものでございます。また、25節積立金といたしまして、自ら考え自ら実践する基金に県からの交付金120万円を積み立てて、翌年度27年度で実施するこれらの事業に充当することといたしております。

積立金も含めた36万円の補助額に対し、財源といたしまして、14款県支出金の課題解決先進市町村戦略交付金300万円を充当することといたしております。

次に、その下、6款商工費、1項商工費の2目観光費につきましては、555万円を追加補正し、おもてなしの空間あずまや整備事業として生名地区にあずまやを整備するものでございます。詳細につきましては、13節委託料であずまやの設計等委託料50万円、15節工事請負費につきましてはあずまや建築工事請負費として505万円を計上するもので、財源といたしましては、13款の国庫支出金、がんばる地域交付金を551万円を充当することといたしております。

最後に、同じく商工費の3目地域交流推進費でございますが、追加補正の470万円のうち20万円を先ほど農林水産業費のほうにありました地域活性化プロジェクトのうち、知名度向上観光戦略に係る経費、9節の旅費として、東京あるいは東京都庁

での物産販売、観光PR事業に計上するもので、財源といたしましては、先ほどの農業振興費の中で申しあげました課題解決先進市町村戦略交付金のうち20万円を充当することといたしております。残る450万円につきましては、19節の負担金補助及び交付金に計上し、26年度当初予算におきまして計上いたしておりました空き家を改修しての勝浦暮らし体験事業の議決予算と合わせまして坂本グリーンツーリズム運営委員会に補助するものでございます。事業の詳細は、当初と同様の勝浦町お試し暮らし住宅整備のほか、交流促進イベントの実施、農地等地域資源再生事業を実施することといたしております。財源といたしましては、国庫支出金の過疎地域等自立活性化推進交付金1,000万円を充当することといたしております。

以上、産業交流課関係の詳細説明でございます。

○議長（大西一司君） それでは続いて、柳澤建設課長。

○建設課長（柳澤裕之君） それでは、建設課の9月議会におけます平成26年度一般会計補正予算（第3号）の詳細説明をいたします。

まず、歳出から説明いたします。

議案書の11ページをお開きください。

11ページの上から2番目の表でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目4道路改良費、節13委託料で、今回の補正額といたしまして400万円を追加して、7の総額を2億3,274万7,000円とするものであります。財源といたしましては、議案書の7ページの一番上の表で、歳入で、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目8総務費国庫補助金、節1企画費の国庫補助金のがんばる地域交付金を充当しております。補正の内容といたしましては、横瀬与川内線張り出し歩道橋の点検調査業務であります。業務内容といたしましては、橋梁の点検車両、またははしごなどを利用して、張り出し部分の上部、下部の構造体を近接目視して打音検査をして、データを収集し、点検調書を作成して、発注者へ報告するという一連の業務でございます。

今回の補正の起因といたしましては、近年ホタルまつりには町内外からのお客さんが著しくふえており、地元の関係者からは張り出し歩道橋への影響、また事故などが起きないか心配されております。町といたしましても、張り出し歩道橋の管理者として、利用者の安心・安全を目的として今回の点検調査業務の補正を提案するものであ

ります。

財源といたしましては、平成26年度に勝浦町に配分されておりますがんばる交付金を充当しております。

以上、建設課の補正内容の詳細説明を終わります。

○議長（大西一司君） 12時が来ましたが、あと一つだけですので、引き続いてやりたいと思います。

最後に、久木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） 教育委員会から詳細説明をさせていただきます。

教育委員会からは2項の補正がございます。

1点目としまして、生比奈小学校に太陽光発電の導入でございます。

2点目としまして、この11月に開催予定の連携コンサートに関する経費でございます。

11ページをお開きください。

9款教育費，1項教育総務費，これが生比奈小学校の太陽光発電でございます。3目の義務教育振興費3,367万1,000円に1,600万円を追加しまして，4,967万1,000円とするものでございます。その内訳としまして，13節の委託料，これは設計監理委託料でございます。108万円でございます。それから，15節の工事請負費1,492万円となっております。財源としまして，がんばる地域交付金を1,600万円充当しております。

続きまして，12ページをお開きください。

9款教育費，4項社会教育費，これが連携コンサート分でございます。その1目社会教育総務費2,199万3,000円に313万2,000円を追加しまして，2,512万5,000円とするものでございます。その内訳としまして，臨時職員の雇用に関する共済費17万3,000円，それから7節の賃金としまして117万7,000円でございます。それから，13節の委託料，これ業務委託費でございます。イベント会社，運営会社に委託しております委託料の増額でございます。その大きな理由としまして，指揮者が世界的有名な秋山和慶氏に今変更ということになったことによりまして，その指揮者変更によって楽団の編成が変更になったと，そのため指揮者料，それから演奏料，楽器運搬料等が大幅な増額になったということが主な原因でございます。

以上です。

○議長（大西一司君） 今までの中で、住民課長笹山課長のほうから1つ、衛生費のほうが生尿処理について減額補正、これちょっと説明が漏れております。やってください。

どうぞ。

○住民課長（笹山芳宏君） 失礼しました。

9ページの衛生費、2の2生尿処理費、一般財源510万円の減額でございます。これは、先ほど総務課長も申し上げましたしらさぎ浄園の機器の更新に係る負担金の財源ががんばる地域交付金のほうで振りかえることができましたので……

違う。あれ。

（参事兼企画総務課長伊丹眞悟君「過疎債」の声あり）

ごめんなさい。

過疎債のほうに振りかえることができましたので、一般財源510万円を減額するものです。失礼しました。

○議長（大西一司君） 以上で説明は終わりました。

小休します。

午後0時04分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大西一司君） それでは、再開します。

議案第4号について午前中説明は終わっております。

これから質疑を行いたいと思います。

議案第4号全般に対する質問ある方は、その場で結構です。質問、答弁も理事者その場で座ったままで結構です。どうぞ。

10番川端議員。

○10番（川端雅夫君） 産業課長にお尋ねをいたします。

（「マイク」の声あり）

農業振興費の中で、町のミカン生産販売促進協議会の補助金、この品種調査っちゅうたんで。なんてゆうたん。

（「糖度計、糖度と酸度」の声あり）

○議長（大西一司君） 糖度。

○10番（川端雅夫君） ああ、糖度はかるん。ほで、ほれと5キロの段ボールを買うための補助金やな。なあ。

（産業交流課長野上武典君「はい」の声あり）

ほれとほの次に、自ら考えるに120万円。ほったら、糖度のセンサー買うんに、前買いよったら1億円ぐらい要るって言ったわな。ほんで、自ら考える1億円プラス120万円、1億120万円を買うんじゃな。

○議長（大西一司君） 課長、どうぞ。

○産業交流課長（野上武典君） 品質調査で、糖酸度計について、光センサーである場合、これは大きく選果場、共同選果のところであるような場合には1億円ぐらいの施設整備が必要であろうと。今回このみかん生産販売促進協議会でミカンの品質、糖酸度っていうんをはかるのは、ポータブル型、肩にかけて持ち運びができるようなちよっと大き目のラジオ程度の糖酸度計で、それも光センサーで、ミカンを切ることなく、外側から当てて糖酸度がわかるというようなものが115万円程度するというところでございます。1億円っていうのは、もし農協とか、あるいは共同選果の場所で、そういった光センサーを取り入れてミカンの選別をするというようになったときには、1億円ぐらい他の産地の事例ではかかっているというふうに聞いております。

以上でございます。

○10番（川端雅夫君） ほな、これポータブルで持つのは、1台が百十何万円するん。

○産業交流課長（野上武典君） そのとおりです、はい。1台が。光センサーで外側から当てて糖酸度をはかるという機械でございます。

○10番（川端雅夫君） これは、ほいたら誰が所有するん。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○産業交流課長（野上武典君） これは、みかん生産販売促進協議会の中で活用するというので、生産販売促進協議会に補助金を渡して、そこで購入するというところでございます。また、この195万円の補助金の中には、その測定、そこに加入されている会員の園地あるいは貯蔵庫に測定に行くっていう調査費用も入っております。

○10番（川端雅夫君） 統一段ボールを使用しよう、これは農家ということになる



んやな。

○産業交流課長（野上武典君）　それが今必ずイコールということではなくて、統一  
段ボールを使用していただくというのはみかん生産販売促進協議会の中で必要なわけ  
なんです、全ての利用者がそのみかん生産販売促進協議会に加入しているというこ  
とではございません。

○10番（川端雅夫君）　ほなけんど、結局町が推進しようブランド化のための今ま  
で段ボールも補助もようけえしてきたわな。毎年しようわな。ほの人たちがひとつ優  
先権、優先権っちゅうのはおかしいけんどな、あるんであつて、また町がこれを百何  
万円出してするんであれば、ほの使い道やって、せっかくこの段ボールを町が補助を  
してくれようるのを農家っちゅうか生産者を、言うたら今の個選じゃ、個選の人をも  
っと入れる必要があるんでないん。

○産業交流課長（野上武典君）　そのとおりでございまして、いわゆる今は統一  
段ボールを使用するということで申し込みをしていただくわけでございますが、そのとき  
にみかん生産販売促進協議会に加入してくださいというふうをお願いというか。生産  
販売促進協議会に加入すると、会費1年間で1,000円というような額にはなるうか  
と思うんですが、必要になってきます。これから10月の広報にミカンの段ボール箱のま  
た統一  
段ボール利用の申込書を入れようと思っておりますが、その中で申し込みが来  
る中で生産販売促進協議会への加入というのを促していこうというふうに考えており  
ます。

○10番（川端雅夫君）　ほな、これセンサーの1台でいけるん。

○産業交流課長（野上武典君）　まず、今回このセンサーを使って、トップブラン  
ド、ブランドの中でも品質のごくいいものをつていうふうに考えておりますので、こ  
のあたりそれぞれの会員からそれぞれ測定の申し込みつていうのをこれからとつてい  
こうと思っております。ただ、先ほども申しましたように、破壊っちゅうか切つて、  
ほんで汁を搾つて測定する従来のコンパクトなものとは違いまして、ある一定、やり方  
つていうのは時間もそうかからないのかなと。なれてくれば早くできていくのかなと  
思う。また、全て一個一個全部はかるというのではなくて、そのなっている木、ある  
いは貯蔵庫の中に、一定の決まった園地からとれたミカン、そういったものについて  
数個を抽出してはかるというふうに考えておりますので、大きく時間はかからないか

とは思っております。

○10番（川端雅夫君） ほな、ほれを選に漏れた、仮に糖度で11度や15度や知らんわだ、12度や13度やわからん、一定の線から外れたもの販売はどないするん。ほれはブランド化にならんじゃろう。

○産業交流課長（野上武典君） 考えておるのは、その統一段ボールを使っていたかくってというのが勝浦町の高糖系の貯蔵ミカン。早生みかん用の貯蔵箱、段ボール箱というのもあるわけなんですけど、考えているのが、ちょぞっ娘のキャラクターのデザインが入った段ボール箱を高糖系の普通温州ミカンの段ボール箱として品質の秀に値するようなものを入れてくださいというようなことで町としてはお願いしようわけですが、その中でまだある一定の品質を保持したもっと高い品質のものを5キロ箱で出荷しようというふうに考えているわけでございます。

○10番（川端雅夫君） ほれはわかるんや。ほな、仮にほの糖度以下やったら、ほの製品については、ミカンじゃあ、どう販売するん。ほれはほの個々の個選の人らに任すんかい。秀、優、良、可とかというような段階で販売するん。

○産業交流課長（野上武典君） 従来それぞれのおうちのほうで選別しているのは、それぞれの出荷組合あるいは個々の単位で自分のところのミカンの品質、階級っていうのはつけているかと思うんですが、それは同様にやっていただくというふうに考えております。

○10番（川端雅夫君） とにかく、せっかくこれようけえ金入れてしよんじゃけん、参加者っちゅうんをふやしてもらわんだら、何のためにブランド化してるかわからんわな。ほな、ほの次の120万円、なぜみずから考えるところの基金にはめたんですか。ほの使い道は、来年か再来年かわかりませんが、使うと言いつた。何に使うんですか。

○産業交流課長（野上武典君） これは26年度、27年度という2カ年の事業で考えておまして、来年度につきましては、測定に係る経費、ミカンの測定に回っていただく人の賃金等というふうに考えているのと、あとミカンをPRするための旅費、それからまた今年だけっていうんじゃなくて来年も5キロ箱の段ボール箱っていうのを製作するのにそういった経費を考えております。それと、県外への物産のPR活動ということで、全体で120万円になるということでございます。

○10番（川端雅夫君） 今私が言いよんは、なぜ自らの基金にはめたん。総務課長、参事、六千円何ぼはまた違う基金に今積んどんねな。今年かいな、何や6,500万円とか、ああいう形でどうして積まんの、基金にせん。なぜ自ら考えるのところに、いつも我々が使え使え、自ら考えと、前の皆知っておられるやろうけど、職員の3%が知らんけど、ほれを3,000万円、4,000万円に足して1億円にしとるんで、これやってや、早う使えとは言わんで。どうしても要るものに使うために、自ら考えて使うために、これしとんじゃあ。これ置いといて、またほの120万円だけなぜこの基金に繰り入れたん。

○産業交流課長（野上武典君） 基金の造成っていうか新しい基金条例をつくるっていうのが、もう既に来年度、27年度にはもうすぐ取り崩しっていうのを予定しましたので、どっか入れて、その目的でおろせるような基金があればということで企画総務課と協議しまして、そこに基金として積むと。必ず次年度、27年度ではミカンのブランド化戦略のための事業として、その120万円については取り崩しを行うというふうに考えております。

○10番（川端雅夫君） ほな、さっき言うた26年、27年と使うんでしょう。なあ。ほれやったら、残ったら繰り越しでも、半分使うて、60万円使うて、あと60万円を次送るっちゅうことはでけんの。この基金に入れたこと自体がおかしいんよ。何にしかかったら我々議員やって何人か今まで、町長、こんなときに使えと、ほのためにつくった基金でないかと。いつも使えへん。ほこへ何しに120万円入れたんかな。ほれが不思議でしゃあない。

○産業交流課長（野上武典君） 1点だけ。この補助金の性質上、2カ年で事業執行するというふうに聞いておりますので、このために補助金については一括していただくんですが、それを区分しておいておくというようなために今回この基金への積み立てというふうになったということでございます。

（10番川端雅夫君「どうもほの……」の声あり）

○議長（大西一司君） 何でもよかったんで。ちょっと置いとくだけで。

○10番（川端雅夫君） あとは何でもええでえなあ。これ無理にここ入れんだった、これやって我々がみんな言いよん知っとうと思うんじゃあ。職員やって何しに我々の給料減して、ほれを積んだ。有効に使うてくれっちゅう皆言いよん。ほれをず

っと置いてあるんな。これ一番最初は、竹下総理か知らんけど、何じゃらふるさと創生か何かで1億円のほの残りがここ来たんと思うんじゃあ。ほれはええわいだ。6,000万円か7,000万円あった職員のプラスしてこの基金になったんじゃあ。それを何しにここへ積んだんかいなど。ほれが今課長の答弁ではどうも納得いきません。これ以上もうやめます。

以上です。

○議長（大西一司君） ほんな、7番山野さん、どうぞ。

○7番（山野忠男君） ちょっと関連してですけど、この産業振興費の中で、みかん生産販売促進、これに195万円ということなんですけれども、先ほど産業課長の答弁を聞いておりますと、何かすごい曖昧で、何でほのポータブルの115万円のあれを出して買うのかと。何か無駄なような感じがするんです。

私はちょうどこのとき会議が重なって欠席したんですけれども、生産販売促進協会というのが第1回ありました。その中で、ほんだら例えば特定の生産者とか統一段階ボールは当然使うとか、ほれから市場を決めるとか、東市とか名古屋とか大阪とか、そういう決めて、ほんならこれを出荷するときにはきちっと糖度をはかって出そうというような目的がなかったら、ただ単に先に115万円で買えるからっていうんでぼんと買って、現時点何に使うかわからんというなんでは、何か無意味だと思うんです。それで、きちっとした目標があるのかどうか。課長、先ほどからの答弁では何か曖昧でもったいないような気がするんです。はっきりした目的、こういう方向で使いたいと。ほうせんと、ポータブル肩へひっかけていって、貯蔵庫で糖度計ずっとはかっていくんやったら、みんな糖度計持ってます、各農家が。だから、ほんなん必要ないと思うんです。ほなから、こういう目的で、こういうふうにするためには糖度計できちっとはかって出荷するというふうな目的をはっきり答弁をしていただきたいと思うんです。お願いします。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○産業交流課長（野上武典君） この測定器につきましては、各農家から申し出があって、いわゆるトップブランド、これから、今までも協議はしてきたんですが、ある一定基準っていうのをどこに置くかっていうのは、今後のこの9月の末にも会議を予定しておりますが、そういった中で基準を決めて、ある一定のほの基準以上のものに

についてはこの5キロ箱の段ボール箱で出荷していこうと。そのときには町が支援をして、ある一定の販売先とか、そういったものについても一緒になって生産者とやっていこうというふうに考えているところで、こういった糖酸度計を導入して集約、できれば収穫前のミカンについて調査をして、それをできれば区分して貯蔵してもらおうと。貯蔵の状況も間で調査をさせていただくというふうに、品質についての調査を行っていこうと。その最終的にそういったミカンについては5キロ箱で販売していくというふうに、いろんな5キロ箱よりもっと小さいのって、大きいのってというような意見もあったんですが、とりあえず5キロ箱でやってみようじゃないかというふうに前回の生産販売促進協議会の中で決まりましたので、この議会も受けまして皆さんにご了解いただいた中で、また会議をしてその進め方を決めていこうというふうに考えております。使い方としては、そういったトップブランドを確保していくというためのものと今は考えております。

○7番（山野忠男君）　ちょっと課長、5キロ箱だけについてというような目標でしょう、今の話だったら。ほんなんで、仮に昨年だったら七万何ケース出てます、あの統一段ボールが。そんなことでは、5キロずつ分ではなかなかさばけんと思うんです。販売できんと思うんです。ほなから、5キロだけっていうんではなしに10キロも含めて、ほんでもうちょっとみんな考えて練って、量販できるように考えんなら、5キロ箱だけにこの115万円を充てるっちゅうんはちょっと無謀なと思うんです。だから、もうちょっと9月の生産販売促進協議会があるんだったら、もっともっと協議して、ほしてもっと広く利用できるような方法を考えていただきたいと思うんです。それだけです。

終わります。

○議長（大西一司君）　答弁は。

○7番（山野忠男君）　答弁要る。あつたら。もうない。ほな、お願いします。それだけです。

○議長（大西一司君）　1番美馬議員。

○1番（美馬友子君）　ちょっと関連でお願いします。委託費10万円のマスコットキャラクターっていうことなんです、これきつとちょぞっ娘のことだろうと思うんですが、きょうの新聞で、グランプリに登録してない。とても残念でございます。せつ

かくつくった、ブランド化っていうたらイコール知名度ですよ。ちょぞっ娘っていうかちょぞっ娘ミカン、ミカンは知ってても、ちょぞっ娘をほんまに町民のどれぐらいの方がご存じなんですか。本当に小学校や中学校の運動会とか文化祭に出て、子供たちにも知ってほしいなと思うぐらいです。そして、町を挙げて応援するんだったら、それぐらい力を入れてほしい。

また、この間も私全国の議員研修に参加させていただいたんですが、それぞれの地域の方がTシャツなりポロシャツで、マスコットキャラクターとか地域の花とか動物とかのTシャツ、ポロシャツを着て、議会でも執行部も職員もそういうTシャツを着て知名度を上げているんだっていう話も伺いました。ですから、そんなふうにしてちょぞっ娘も使って、本当に町を挙げてブランド化のミカンを応援したいなと思うんで、そういうことにももうちょっと予算を費やしたら、地域活性化につながるんじゃないかなと思うところです。

○議長（大西一司君） 課長、どうぞ。

○産業交流課長（野上武典君） ちょぞっ娘をキャラクターを使ったということで、今議員おっしゃるほの着るもの、着用するには、民生委員さんたちが考えていただいて、自分たちの統一した活動するとき、ジャンパーですか、にちょぞっ娘のマークを入れてくれないかというようになって、その入れる費用について、町のほうで、民生委員活動に使うのであればご利用くださいということで、させていただきました。

議員おっしゃるように、できればいろんな形で本当はもっとしていかないかところはありますし、町内のいろんなイベントで活用できるのがあれば使ってほしいのはあります。今貸し出しについては、特にクリーニング代とかも産業交流課のほうですということになっておりますので、またおっしゃるように、マスコットキャラクターのゆるキャラのイベントについても、もうちょっと機運を高めてという思いがあったんですが、参加することにも意義があるかなときょうの新聞を見ながらも思ったわけですが、もう少し活用方法は考えたいと思います。

この10万円につきましては、販売のためのっていうよりは、自動車にマグネットでちょぞっ娘のマークを張ると。そういったことで公用車のほうの活用っていうんを考えたわけですが、スクールバスですか、教育委員会のほうが考えていただきまして、ちょっと新しいバージョンのちょぞっ娘とかわに〜ズっていうんを活用していた

だいた例もあります。なるべく町なかにちょっ娘があふれるように考えていきたい  
と思います。

以上です。

○1番（美馬友子君） ほのプリントする企画っていうか、1枚つくったたら、皆  
がほの印刷に頼んだら何枚でも同じ安い料金でできるんで、早くそういうものをつく  
ってくれたら、私もポロシャツなりつくって皆さんに見ていただきたいなと思っ  
とんで、どんどん活性化に使ってほしいなと思ってます。

○議長（大西一司君） ご意見でございました。

ほかに。

どうぞ、節議員。

○4番（節 公一君） ちょっと4点ほどあるんですが、まず……。

○議長（大西一司君） イッチョイッチョで。

○4番（節 公一君） はい。ほな、1つずついきます。

産業交流課長、おもてなしということで、生名地区にあずまやを設置すると。これ  
工事請負費と合わせて555万円、これ場所と、それとこの用地、土地。これ建物だけ  
でしょう。ほれとも、用地代も含んどんですか。ちょっとそこらあたり。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○産業交流課長（野上武典君） このおもてなしのあずまや整備事業ですが、場所  
につきましては、桜並木の途中にある水車小屋があると思うんですが、その前に今生名  
の方がテーブルと椅子とちょっと危険そうなやつでつくられていると。場所はそこ  
でございます。そこに、用地としたら、実は生名の何十人かの東林庵っていうイチョウ  
の木裏にあるその檀家ですか、が集まって当初所有したという土地がありまし  
て、それを無償で借りられるということで申し出がありましたので、そこに整備しま  
す。この費用は、設計費と工事費だけでございます。

以上でございます。

○4番（節 公一君） ちょっと確認なんですけど、ほういうこれ補助金的なものでは  
ないということやね、そしたら。これは、要は元気が出る交付金ということで補助金  
だった場合、借りるというか、民間の土地の上へ建物建てるとかというんはちょっと  
いろいろ規制があるでしょう。そこらあたりはクリア、いけるんですか。

○産業交流課長（野上武典君） 寄附ではなくて……

（4番 公一君「寄附でないんでしょう」の声あり）

無償貸し付けの申し立て書ってのをいただくようにはなろうかと思いますが、永久的にというか、その建物がいわゆる朽ちてあかんようになるっていうようなときまで借りられるということで、その申し立て書はいただくというふうに考えております。

○4番（節 公一君） ほんだけん、要は用地の件については問題ないということですね。クリアできるということですね。いえ、いわゆる町の土地でないところに補助金をもろって建物建てるということはできないというような、ほんないろいろちょっと規制があったと思うんですけど。補助金の場合ですよ。これ交付金やけん、ちょっと性質は違うかもわからんんですけど、要は問題はないということですね、ほの用地と建てることについては。

○産業交流課長（野上武典君） 補助金の性質あるいは要綱等にもよるかと思うんですが、大丈夫かというふうに思って事業を進めようとしております。

以上です。

○4番（節 公一君） わかりました。ほしたらその次に、この前、6月の会議だったか、ちょっと町民の声に対する質問で、過疎地域に対する交付金1,000万円があるということで、この事業、坂本グリーンツーリズムに、要は民間主導でということだったんです。この暮らし体験支援ということが450万円出とんですが、財源は1,000万円あります。事業としたら450万円と。これで一般財源のほうを550万円減額をしないとすることは、今までの事業につけかえたという形でいいんですか。

○産業交流課長（野上武典君） 既存の当初予算のときにもご説明して、ご審議もいただいた、ご質問もいただいたかとは思いますが、当初単独のほうで、単独事業として、空き家改修工事費と設計費と、あと浄化槽とか、そういったものに係る経費として、おおよそ550万円程度組んどった経過がございます。

（4番 公一君「単独、はいはい」の声あり）

これと合わせて今回の450万円の予算を追加、合わせまして1,000万円の事業費と補助金になろうかと思うんです。

○4番（節 公一君） ほやけん、当初は予定しとったでしょう、あの空き家対策で



550万円っちゅうんで。

○産業交流課長（野上武典君） はい。

○4番（籾 公一君） ほんで、その財源にこれを充てたという解釈でええわけですね。

○産業交流課長（野上武典君） そうです、はい。

以上です。

○4番（籾 公一君） はいはい。ほな、この分はわかりました。そしたら次、ちょっと教育委員会のほうで2点ほどお尋ねするんですが、まず太陽光発電、生比奈小学校ということなんですが、これは規模どのぐらいなんですか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） 横瀬小学校と同タイプとさせていただいていかなと思ひまして、電池容量としまして10.3キロワット、年間の電力量、これはメーカーの数値なんですけども、1万1,200キロワットというふうになっております。

○4番（籾 公一君） そうすると、まず10キロということ、10.3と言うたんですかね、発電したやつを全部売電するっていうんじゃなくして、余ったやつを売電するという、今の横瀬小学校と同じような方式ということですか。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） はい、そのとおりです。

○4番（籾 公一君） いっとき、買い取り価格のほうが高いわけやから、10キロ超えたら全部売電できるわけやから全部売電して、必要なやつは買うたらええかというような、ほういうことも検討したらどうかというなことがあったんですが、今回はそういう検討はされたんですか。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） いや、全くしてません。横瀬と同タイプの規模のものを入れて、十分であるというふうに考えております。

○4番（籾 公一君） 全くせなんだということは、本来は検討もしてしかるべきであったんではないかなというような気もするんですが、それはほなけん、せなんだということですね。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） そうです。

○4番（籾 公一君） 次に、ちょっとこれは非常に大きなことと思うんですが、コンサート、先ほど説明があったんですが、313万2,000円の補正です。これもともとは

のコンサート事業っちゅうんは、当初では1,100万円ぐらいだったですね。先ほどの説明では、指揮者の方がかわられたので、それに伴い演奏をする団員の方が増えたとか、楽器の運搬費ですか、そういうものが増えたということなんですが、そのときに、これは勝浦町だけで判断できんわけでしょう。これ言うたら県のほうからの、いきさつをちょっとそこらあたり教えてもらえませんか。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） 経緯ですけども、当初予算のときから県のほうの主導でいろいろ事業のほうを進めてきていただいております。今議員さんおっしゃられたとおり、県とあと美馬市、勝浦、那賀の4つの連携ということで、その中で県がいろいろと楽団とその後交渉して、だんだんコンサートの中身が詰まってきたんだと思うんです。その中で、8月の中旬以降に、お盆明けに県のほうからあの時点でのコンサートの内容とか、あるいは、多分最終と思ってるんですけども、事業費を示されたということです。これも直接聞いたわけでないんですけども、この秋山さんって方がもう本人がぜひ実現したいというようなことを聞いてはおります。これは確認しておりませんが、そういったことで、非常に喜ばしいことやなと私は思っておるんですけども、そういうことで、世界的な有名な指揮者ですので、単価もそれなりに高くなるということは当然あると思いますし、秋山さん自身が楽団に対しての編成っていう、いろいろ企画したんだと思うんです。ですから、その楽団員もふえてきたとか。当然それに伴って宿泊費とか楽器の運搬賃とかが膨らんでいったんだろうというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○4番（籾 公一君） 率直な感想としたら、一夜限りのイベントです。それに対して1,400万円の事業費というのは非常に高いなというような感じがしますし、もともとの発想の本物の演奏を子供たちを含め町民に体験するというその趣旨自身に反対するわけではないんですが、ただこの経費が、そんだけのお金をかけてってということが町民の方に皆理解が十分できるかどうか。といいますのは、当初のやつは県の補助金とか、財源的に町の一般財源は160万円ぐらいだったですわね、当初としては100万円の事業費の中で。今回の補正は、全部これ一般財源です。県のほうとかの事情によっ

とするんだったら、そこらあたりの財源の交渉というのはどのようにされたんですか。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） 正直申しまして、いろいろと県のほうとの担当の方とは話ししております、この経費に関しては。県のほうの補助金があれば、県のほうからこういうものがあるのでっていうことは当然あると思うので、あえてこちらのほうから県のほうにただしたということはないんですけども、恐らく県の補助金は聞いてもないんだろうなというふうに思っています。

○4番（節 公一君） 聞いてもないんだろうなということは、聞かなんだということですか。それは当然聞くべきではなかったのではないですか。

○教育委員会事務局長（久木喜仁君） 濟いませぬ、私もほなけん、雑談、担当のほうからそこら聞いたかどうか確認しておりませぬけども、もし、とりあえずもう一回県のほうにそういったものが有利なものがあるかどうか確認をさせていただきます。

○議長（大西一司君） どうぞどうぞ、構わぬ。

○4番（節 公一君） 最後ですが、この事業費が補正や組むような段階になったとき、教育長はこの事業に対してはその席にはおられたんですか。全くなる前からのことだったんですか。

○教育長（椎野和幸君） 失礼します。ただいま節議員から、今回のコンサート、進む中で、私の介在がどうだったのかというご質問でなかろうかと思いますが、事業そのものにつきましては、私自身は途中からなもので、8月の赴任なものですから、当初のいきさつとかというところの把握というのは十分できておらないというのが正直なところですが。ただ、予算がある程度の予算づけが当初になされており、なおかつ県主導で3市町村の連携のコンサートという事業が進んでおるという中では、それにあえてゼロ、一から精査をするということについては、そういった行為は行っておりませぬ。ただ、根本、基本的な私自身の考えとして、少しお話がそれるかもわかりませぬけれども、例えば私が携わってまいりました少女バレーであったり青年のバレーであったりといったものについても、全国レベルの大会に出場する、もしくは国際試合をじかに目にすることそのものがプレーヤーのレベルを上げるには一番早い、練習にもまさる、それぞれの個人の目を肥やすということが一番早い方法で、なおかつずっと残る方法であるというふうな形で、今まで子供であったり預かったチームで

あたりとといったところとやってきたという経緯があります。そういった中で、今回の連携コンサートにつきましても、当初からは携わっておりませんが、その計画であつたり内容であつたり、さらには今回秋山先生にグレードアップなされるというところの事業をお聞きする中で、それはいいことだなというのが私の考え方で、改めて精査することなく、流れの中で受けてまいりました。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ、籾さん。

○4番（籾 公一君） 教育長の私のほうの質問の前に、この事業に対して私はどうこうって言ってるわけではないんです。この事業は確かに有意義なものであると。だから、当初予算でもこれは通しとるわけです、当初予算で。ただ、この補正が出てきたときに、町のほうの事情じゃなしで、ある程度県なりの事情でこんだけ補正が要るようになったのを全部町の一般財源で負担するということを何かもう少しチェックのやり方がそこは必要でなかったんかというようなことを私ちょっと聞いてるところなんです。

○教育長（椎野和幸君） 濟いません、言葉足らず、失礼をいたしました。その件につきましては、先ほど事務局長のほうから議員宛てに答弁をさせていただいたんとまさにその場でおりましたので同じでありまして、県に向かつての改めての補助金の体制であつたり補助の体制であつたりといったことの確認というのはとれておりません。するべきであつたでしょうし、今後やるべきだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○4番（籾 公一君） そういう認識でいていただけるのなら、非常にありがたいなと思います。

以上です。

○議長（大西一司君） 籾議員、全部言うてくれたの。

○4番（籾 公一君） はいはい。

○議長（大西一司君） ほな、籾さん、これで一旦置きます。

ほかに。

5番国清議員。

○5番（国清一治君） 私も四、五点質問したいんですけども、まず最初に、先ほどそれぞれの課長から説明があったわけなんですけど、よう皆聞いたらわかってる、もう皆ばらばら。ばらばらです、やり方が。私は、これ何回もある程度統一してほしいと言ってきました。私を感じるの、参事がやったような方法で、町長が概要説明しますんで、課長は事項別明細書の歳出を中心にやってもらいたい。歳入については、財源内訳のところでこれ入ってますので、これはどこからの国庫補助金ですよ、経費ですよって説明をしてくれたほうがわかりやすい。多分の議員のほとんどはそう思ってると思います。ほういうことで、前からそれは私も質問もしてたんですけど、全く改善がされておられません。

それと、けさの決算審査でも、会計管理者、一般会計、7つの特別会計、7ないし8分でやられました。病院特別会計22分。どっちがどっちとは言えませんが、やはりある程度統一して、できたら時間短縮も考えてしかなんだら、自分が知っとう範囲で全部やられたんではばらばらになると思いますので、以後そういうやり方にしてほしい。何かこれはもう要望であります。

それと、先ほどから出てますが、10ページの基金の関係ですが、これも私今まで何回も質問してます。私は、これ基金今15ぐらいあると思うんですけど、それぞれ基金条例があります。このミカンの関連の予算を自ら考えるに、私は適当でないと思ってます。安易に、あるからここへ入れとけっていうような会計処理のやり方は、私は間違いと思ってますので、これは精査してください。あえて答弁は求めませんが、条例がありますので、条例の趣旨に沿った扱いをしてもらいたいと思います。

それともう一点、私もあずまやのところでちょっと気になっんですけど、先ほど重複を避けますが、私も町の補助金であずまやをつくった経緯があります。それは100万円ぐらいだったんですけども。この規模どれぐらいなんですか。簡単に。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○産業交流課長（野上武典君） 3メートルの12メートル、柱の位置がちょっと一部広いところは出っ張り50センチほどの出幅があるんですけど、おおよそ3メートルの12メートル。

○5番（国清一治君） これは、町内に設置されとうあずまやとしては最も大きなものと考えてよろしいんかいな。

○産業交流課長（野上武典君） 前川キャンプ場の大きいほうのあずまやがそれに近いけど、もう少し大きいというふうに思います。

○5番（国清一治君） わかりました。それでは、同じく10ページの6の商工費の中で、暮らし体験の予算が450万円のところで交流促進イベントなどをしたいって言われましたけど、これ具体的にどんなイベントを予定してとんでしょうか。

○産業交流課長（野上武典君） 実は、既にもう既決予算もあったんで、取りかかっていいということで、ここの事業補助金を坂本のほうで執行していただくわけですが、光のイベントということで10月14日、これ平日です。坂本のお祭りの日の夜宮の日に……

○5番（国清一治君） わかりました。それに充てるんやね。

○産業交流課長（野上武典君） そうです。そこで光のモニュメントつちゅうかイベントを行うということです。

○5番（国清一治君） ああ、それに充てるんやね。

○産業交流課長（野上武典君） そうです。

○5番（国清一治君） ああ。それだったら私もちょっとかかわってますので。いや、全くわからんだんで、私も日亜の関係で、けさはちょっと井出議員が申し込みしてますので、その関係だったらわかりました。それに充てるお金何ぼになるんですか、ほれ。

○産業交流課長（野上武典君） 一応予定は100万円ですが、多少増減はあろうかと思えます。2割程度でという。

○5番（国清一治君） はい。ほんまはこれ関連で、ちょっとまた残念なのは、今度軽トラ市やられると思うんですけども、11月に。あれ前は、発展させて、できたら毎月ぐらいにやって定着したいという話を聞いておりましたけれども、今年たしか初めてやね。ほんで、非常に残念がってる人がおりますので、せっかく交流課という名前ができたんで、まさか逆行するようなことがないようにイベントには力を入れてもらいたいなと思ってます。それと、次の11ページの消防費の詰所の関係で、中山、棚野に、これ改築ですね。改築っていうより建てかえやね。ほれで、ちょっとここで聞きたいのは、私はもう近い将来常備化になると信じておりますその一人ですけども、前の質問で、私が各分団の統合を質問したことがあります。今の機動隊をはめ

て10分団を6分団ぐらいしたらいいのかなと言ったこともあります、記憶にあると思いますが。今でもそれは思ってます。ほの6分団の区分も頭の中にはありますが、将来を見越して、棚野、中山はそこらは全く加味してないのか、多少統合されても使える詰所とするのか。そこらをちょっと。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、分団の数の問題ですけれども、常備になった時点で10から6にするのがいいのか、10のままで置いておくのかちゅう議論はまだできておりません。ただ、課内の中では、各地区にできるだけ近い数だけ分団を置くほうがきめ細かな活動もできますし、分団員の確保もしやすいんでないかっていうな意見もありますので、そのあたりは十分これから検討して数を決めたいと思います。

それともう一点ですね……

○5番（国清一治君） まず、検討されたんと思うんやけど、僕が見直しせえって言うんは、もう分団員ができませんでしょう、現実には。分団長してもやめれない団員が各分団におるんです。ほれと、実際に町外からの人も分団にはめなんたら、できん分団もあるんです、実際は。ほなけん、ほれはむしろ人数合わせだけやなしに、できる範囲の分団にしてほしいちゅうんが僕の、その議論はまた先でしますが、もう一点言いたいんは、先ほど4番議員言いましたコンサートの問題ですが、これ先ほど休憩のときも議員とも話したんやけど、教育長が言うこともわかるんやけど、予算の範囲でせなんたら、前もかなりふやしたことがあるし、教育委員会、講師1人に100万円ぐらい払うた。私、教育委員会部局のこれ行政改革のここからは別格な考えしとんかいなと思うんです。お金が何ぼでもあるんだったら、ほれはこういういい人を呼んでレベルアップするんもいいんやけど、片や行政改革をやりよって、職員の給与までカットした中で、まだまだ余裕がないと思うんじゃけん。ほなけん、ほれを無造作に補助金も見込めないようなところで一般会計を何ぼでもつける。これはっきり言うて、議員にも責任があるんかいなという思いがあります。そこらについて町長に、町長しんだそうなけん、ちょっと一言。

○町長（中田丑五郎君） このコンサートも、3年前ですか、しまして、あいにく台風という思わぬ出来事に遭遇いたしまして、非常に残念な思いをいたしておりました

けども、団員の方は坂本小学校に洪水注意報が出とう中でも来ていただいて、非常に盛り上がったと。私は行ってませんけども、盛り上がったという。1月に新春コンサートをして、多くの方々に来ていただきまして、非常に結果的には、その以前は1,000万円云々、一晩で1,000万円を使うんかとかという議論もされておりましたけども、ミニコンサートになっても非常によかったという多くの方々の声も聞いておりますし、今回特にいろんな補助金、ここにはありませんが、その他でも700万円ぐらいの、地域創造は以前から500万円ありましたけども、県の共催の関係からいろんなものを集めて100万円少々、160万円ぐらいですか、の町費の持ち出しでいけるというようなことで、前回と比べたら、半分の負担から比べたら、今回は少なくなったなという思いがしとるんですけども、前は人件費も当初から予定をしておりましたんで組んでおりましたけれども、今回は最小限度の経費、雇用も最低限でいこうというようなことで、予算も今回計上させてもらったようなところでございます。あくまでも連携でございますので、言いたいことは私、町といたしましてもありますけども、やはり3つの町で連携して一流の音楽を聞かせていただくというようなことでございます。今回、余談の話になりますけども、小学校、中学校の生徒は無料で券を渡そうと、広く鑑賞してもらおうというようなことも考えてもおります。そんなことで、非常に子供たちにとってもすばらしい、いい思い出の、一流の音楽が楽しんでいただけるというようなことで、私自身も大いに期待もいたしております。こんなことで、ひとつ答弁とさせていただきます。

○5番（国清一治君） はい。あとはそれぞれの議員が判断します。それと、ちょっと参事に頼んでおきたいんですけども、今回がんばる地域交付金、かなり事業充当されとるようなんですけども、できたら第三読会までにこの充当しとる事業をちょっと一覧表に出してもらえんかいなど。ほれと、新たに既設の事業に予算振りかえしたものと新たな事業として組んだもん、できたらちょっとお手数かかりますが、第三読会までお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大西一司君） 課長、参事できるね。

いやいや、答弁言わんけども、いけるんやな。いけるんやな。はいはい。

それでは、ほかに。



1番、どうぞ。

○1番（美馬友子君） 続けて、関連なんですけど、コンサートは11月16日だったですか。軽トラ市も11月、たしか16日で、こういう地域で活性化していったって、交流の町っていうのに、昼と夜のあれですが、連携をとってちょっと日にちをずらすとかという考えを持ってほしいなっていうことと、まだホームページにいまだにコンサートチケット払い戻しっていうんがあるんで、またコンサートがあるので早く削除してほしいなと思います。ずっと残っとる。

○議長（大西一司君） 答弁。重なったうちゅうん。もう配慮できない。

町長。参事。課長か。

（「課長」の声あり）

軽トラと。うん。

野上課長。

○産業交流課長（野上武典君） 実は、教育委員会のコンサートっていうんが、全体の中でこの日が決まっちゃったっていうのは、元気市を執行するよう決める運営委員会があるんですけど、そこの中では頭の中にはなかったと思います。ちょうどこのころに、前の週であれば消防のパレードっていうんが予定されておまして、それと徳島市でも、またそこへも出ていくんですが、物産販売のイベントがあります。それをちょっと避けてということで次の週というふうに設定したのが、ちょっと教育委員会とかぶさってしまったと。できれば元気市の本部のほうでは、今晚コンサートありますよっていうPRはしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 昼と夜やけん、行けるんは行けるんで。

町長、ほなどうぞ。

○町長（中田丑五郎君） 前から町民の声のときに、行事を重ねないように、広く多くの人から来ていただけるよというなことでございます。今回は、特に教育委員会関係と産業交流課の関係でございますけども、特にコンサートにつきましては、先ほど申しあげましたように、連携でございますので、町だけで決めれるもんでもなかったということがございます。ほんで、前回特に私も知事にも申しあげたんですけども、9月の台風の時期は非常に避けてほしいというなことで、今回は11月とい

うなことでございます。実りの秋でございますし、非常に行事も多いときでもございますけども。ほんで、昼間に最初予定もされとったようなところあるんですけども、夜の6時からというようなことでございます。軽トラ市につきましては、9時から2時というようなことで、4時間ぐらいの時間があいておりますので、ここで重なったといやあ日にちは重なっておりますけども、行事的に少し、町内の同じ近くの行事でございまして、辛抱させていただきまして、多くの方に来ていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） ほかにございませんか。

10番、どうぞ。

○10番（川端雅夫君） 土木費のことでちょっと。400万円の設計監理委託料、横瀬与川内の張り出した道路の設計監理ということやな。これ二、三年前にあそこ補修とか何かしたことないん。

○議長（大西一司君） うんうん、どうぞ。

○建設課長（柳澤裕之君） 二、三年前でなしに、平成22年に調査をして、23年から改修してます。

○10番（川端雅夫君） 3年でないか。二、三年前か3年前でないかな。

○建設課長（柳澤裕之君） いやいや、ほなけん、今が26年ですから。

○10番（川端雅夫君） ほれええわだ。ほで、ほのときにも改修したんで、今度はどう改修するん。

○建設課長（柳澤裕之君） いや、改修でなしに点検です。

（10番川端雅夫君「おお」の声あり）

点検。

（「おおったって」の声あり）

○10番（川端雅夫君） 点検に400万円要るん。

○建設課長（柳澤裕之君） はい。

（10番川端雅夫君「何の点検するん」の声あり）

だから、先ほど言うたように、張り出し歩道の橋梁の上部工と下部工のほうの点検をします。点検の内容は、張り出し歩道橋の構造体の近接目視と、それと打音検査、もう一つ細かく言うと、下からの突っ張りしとところの石垣なり、既設構造物と接

しとうところの強度の確認をします。

○10番（川端雅夫君） ほんなやったら最初から、ほれこそ3年前にしたんが間違うとったってっちゅうことか。

○建設課長（柳澤裕之君） いや、最近において、いわゆるホテルまつりでかなりの人が来ようということもあって、著しく予算がふえているよということで、地元関係者から張り出し歩道の影響、また事故が起きないかという心配もあったりすることから、町としても、管理者でありますから、検査をしようかということでございます。

○10番（川端雅夫君） ほなけんど、ほのときにもうちよっもしっかりしたつくりつつうか設計してするんがほんまでないん。今になって点検してどうこうっていうんは、工事自体の設計自体がおかしいんとちゃうん。1カ所、2カ所が崩れたということかというんでないんだらう。ほんな工事したら、前の工事はでたらめの工事ということになるでえな。

○建設課長（柳澤裕之君） 一応使用頻度が高いということであれば、点検っちゅうんは必要だと考えてます。

○10番（川端雅夫君） 使用頻度っちゅうんは、年に1遍ですよ。

○建設課長（柳澤裕之君） でも、夜間でかなりここに人が来るということもあるし、このあたり検討しないかんというふうなことで考えております。

○10番（川端雅夫君） 3年前の工事が全くだめやというふうに理解していいんじゃないな。

○建設課長（柳澤裕之君） いや、ほういう話ではないです。

○10番（川端雅夫君） ほういう話ではないって、ほな3年して今まで点検せないかんような状態だということな。ほな、石積みのとこへ突っ張りをしてしとうと言うけんど、ほれ自体の強度も最初は設計で十分クリアできとらんということやな。言うたら、耐震設計を後から点検していくような状態でえな。工事をやったけんど……。

○建設課長（柳澤裕之君） もともとのほの物件の状態、作成した年月が約30年前です。あれこしらえたんが。

（10番川端雅夫君「うん」の声あり）

だから、県道時代に県がこしらえて、ほれを町が道自身を町道に編入されました。

ほれからいろいろ22年に再点検をして、一応補修をしています。橋梁とかというのは、ちなみに何年間に1遍ぐらいの検査とかというふうなのが、今どんどん社会資本の充実という観点から点検を見直されています。例えば、これ一般的な橋梁というふうな位置づけではないんですけども、普通一般的な橋梁としては、一般的な橋梁だけのことを頭に置きますと、最近では2メートル以上の橋は5年に1遍は点検せないかんというふうなことが義務づけられてきております。それで、この今現在の予算を申請している、提案している物件については、道路橋梁等、いわゆる輪荷重に乗る、車が乗る物件でないんですけども、ほれはちょっと5年に1遍とか今適応はされるんですけども、一応かなり人が乗るということでいろいろ懸念されますので、一応道路管理者として再点検をするというふうなことでございます。

○10番（川端雅夫君） もうこれ、ほな言わんのやけど、実際言うたら安物買いの銭失いと一緒やな。

以上です。

○議長（大西一司君） 籾さん。

○4番（籾 公一君） ちょっと確認させていただきたいんですが、今関連で7月の議会するとき、若あゆ会議のときに山野議員が質問これしとったと思うんですが。そのときに、強度については、何か集積計算したときに1平米当たり350キロがあるから問題ありませんっていうような答弁だったと思うんですが、そことの整合性っていうのはどうなりますか。

○建設課長（柳澤裕之君） そのときは、歩道橋の重量計算はできているのかということで、ほの手法を述べました。だから、基本的に群衆荷重といって1メートル角の1平米あたりに350キロ。例えば、70キロの人だったら5人、50キロの人だったら7人というふうな人が乗って、なおかつほれに、土木構造物は安全率みるから、約5割増しの計算で一応チェックをしています。

○4番（籾 公一君） 問題ないっていうことだったんかな。

○建設課長（柳澤裕之君） 計算の手法ですよ、はい。

○議長（大西一司君） 町長、ほなどうぞ。

○町長（中田丑五郎君） この件については、議員がご指摘のように、7月の若あゆ会議のときに、非常に最近歩道橋、特にホテルまつりに主催者の発表では1万人余り

の人が来てるといふようなことで、夜間でもあるし、かなりの人が歩道橋に乗って虫を見ているといふようなことで、非常に安全性に問題があるのではなからうかといふような危惧をされておりましたので、私としては、22年にこの工事をして4年、5年にはたっていないですけど、1年ちょっと足りませんが、22年に工事をして、その後安全なといふような認識をしておいたんですけども、かなり危険が伴うんでないかといふようなことでございましたので、この際専門的に一度確認作業をして、安全なといふようなことをPRせなんだら、余り不安視するよふ歩道橋では、今後の大きなマイナスになりますので、この際専門家による安全点検をしていきたいといふのが今回の事業化した目的でございます。そんなことで、ご理解いただきたいと思つています。

○議長（大西一司君） どうぞ。

○4番（籾 公一君） いや、ほれはわかるんです。この前の答弁、前回の7月会議のときも、そのよふにして点検はしていくといふよふな答弁だったと思つてんですが、果たして川端議員が言われるよふに、それだったら3年前の工事は何だったんだろうなといふ話にもなるんで、ほの条件が非常に変わってきたもんなんか。例えば、22年に設計して、23年度から工事をしましたよね、7,000万円ぐらしかけて。そのときに想定しつた人数よりも、最近のほう非常に多くなるからこふことが必要なんだといふことだったらわかるんですが、その当時も心配ない、今も現在も心配ないのにからまたするんかといふそこら、その点だけなんです。だから、非常にたくさんの方が来て、夜のことやから、以前のした工事のときの設計よりは状況はもっと厳しく見直す必要性が出てきたといふんなら、今後の検査して対策をしていかないかといふんがわかるんですが、そのとこだけちょっと確認したいんですが、どうなんですか。条件が変わつたんで。

○議長（大西一司君） どうぞ、課長。

○建設課長（柳澤裕之君） 設計の基準としては、余り今回は変わっていません、はい。

○議長（大西一司君） 設計じゃなしに……

（4番籾 公一君「いや、設計じゃなくて」の声あり）

ほかの人数がどつと増えたとか。

どうぞ。

○4番（籾 公一君） ちょっと確認なんですけど、前回改修したときのほのときの条件と想定した条件と現状が、かなり現状ではたくさんの方が来るようになったから、もう一度見直して検査をする必要があるんじゃないかなというなら非常にわかるんですが、いや条件は変わってませんと言うんだったら、何しにせないかんのかなというようなことになるんで。

○建設課長（柳澤裕之君） 設計のチェックの条件は変わっていません。でもしかし、以前よりはかなりの通行量も多いという認識でおります。

○議長（大西一司君） 通行量上がったっていうこと……

○建設課長（柳澤裕之君） 設計の基準は変わりませんが。

○4番（籾 公一君） 設計の基準は言われへん。はいはい、まあ。

○議長（大西一司君） 第4号議案。ええ。

（「山野議員が」の声あり）

山野さん、どうぞ。

○7番（山野忠男君） 済んません、ちょっと言わせてください。

23年度に部分的な改修をしていただきました。これは、改善センターより東のほうの一部であって、それは基礎から石垣というか擁壁積み直して、長さが約20メートルか30メートルぐらいの区間だけです。これはもう全部やりかえていただきました。これは改修です。これは23年です。

ほしたら、実際歩道橋をつくったのは、先ほど町長が言われたように22年、また30年ほど前なんですけども、ほれから一切やっておりません。ほなから、かなり老朽化しておることは事実なんです。ほんで、ほの改修した場所とほの何とは場所が違うんで、ちょっと誤解のないように質問をしていただきたいと思います。

（「場所が違う」の声あり）

うん。

○議長（大西一司君） ● ●。

○7番（山野忠男君） 23年にしたんは、改善センターの裏。裏だったんです。前にマエダデンキさんちゅうのが、セキノカミね、あそこやったんです。

（「ビョウインマチに」の声あり）

そうそうそう、ビョウインマチから東です。

(「そしたら」の声あり)

点検を。ああ、ほの部分的にな。

(「それを22年にしたら」の声あり)

○議長(大西一司君) またぶり返して。終わっとんにもう。

○町長(中田丑五郎君) 要するにあれでしょう、ホテルまつりに予想外の大勢な人が夜集中的に多くの方が来ていただいているというなことで、非常に安全性に危惧するところもあるというなことでございますので、私としては、職員とかほんなんで見視だけでなしに、専門的な業者によって、この際きちっとした安全確認をしていただき、発注者の役場のほうにもその安全性を確認したいというなことで、今回予算化をしたところでございます。そんなことで、多くなってるということが大きな要因でございまして、一つの余談な話になるかもわからない、市内でも陸橋は阿波踊りになると陸橋の上にはもう人間上がらさんとかという、ふだんだったら十分通れる、通行してますけども、阿波踊りのときみたいに集中的に、何十人か何百人知らんけども、乗ったときには危険が伴う。それだけの耐えれんところがあるというなことでございますので、今後場合によったらホテルまつりのときも制限もしていけなん。そこに乗る人の数も制限していかざるを得ないような状況にもなるかもわかりません。というのは、町の管理の道でございまして、安全確認は町の責任でございまして。そんなこともあわせて今回安全確認をとということで、専門業者に依頼をしたということでございます。

以上でございます。

(7番山野忠男君「よろしいです、はい」の声あり)

○議長(大西一司君) ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大西一司君) それでは、ないようでございますので、次に移ります。

議案第5号についての詳細説明をお願いしたいと思います。

この件については、大西福祉課長。

○福祉課長(大西博己君) それでは、第5号議案、平成26年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)案、ご用意をお願いいたします。

歳出のほうから説明させていただきます。

事項別明細書，議案の7ページをごらんください。

6款諸支出金，1項の償還金及び還付加算金，2目の償還金でございますが，これは介護国庫支出金と償還金で，23節の5の返還金でトータルで266万3,000円を追加補正するものでございます。これは25年度の実績精算によるものでして，1つには介護給付費の施設分と施設以外の分及び地域支援事業の介護予防事業並びに同支援事業の包括支援事業を交付，1月サービス分までの交付決定に対して，最終3月サービス分までの実績精算により，国庫支払基金に償還金が発生するものです。内訳といたしましては，国庫負担金が189万1,778円，県負担金が8万6,710円，支払基金交付金が68万4,391円となっております。

歳入の財源のほうでございますが，6ページをごらんください。

9款111の1繰越金で266万3,000円の追加補正となっております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） 議案第5号についての説明は終わりました。

これより質疑を行いたいと思いますが，何かご質問ありましたらどうぞ。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございます。

それでは次に，議案第6号についての詳細説明をお願いします。

この件については，岡本病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） それでは，議案第6号，平成26年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出部分を説明させていただきます。

医業費用の給与費の中の賃金としまして71万4,000円。これは，予防接種を行うための電話での予約の対応，それから予約の名簿の作成，当日の予診票の書類の受け付け，チェック，最後の接種済みの予診票等のチェック等，事務的な補助が必要になりますので，臨時職員の方を1名雇用させていただく予定でございます。それに伴う法定福利費が10万5,000円。また，下のほうになりますが，経費のところでは，雇用保険



も必要になりますので4,000円計上しております。それから、材料費でございますが、薬品費として125万3,000円。これは、成人肺炎球菌ワクチンを接種予定人数の290人分を購入する予算を計上しております。

続きまして、この支出に対応する収入でございますが、上のほうの表になりました、医業収益のその他の医業収益、公衆衛生活動料236万円。これも、接種予定人数の290人に接種料金を掛けて算出した額でございます。収入236万円と支出のほうの207万6,000円を補正させていただいて、金額のほうの差の28万4,000円は病院の利益となる予定でございます。

続きまして、資本的収入及び支出の項目を説明させて、一番最後のページの4ページをごらんいただきたいと思えます。

支出のほうから説明をさせていただきます。

建設改良費の工事請負費としまして1,695万6,000円。これは、防火ドア等の防火関係の工事の設置と、ナースコールが老朽化しておりますので、そのナースコールを新しくするための工事の費用でございます。それから、委託料としまして、この防火ドアとナースコールの設計監理を108万円の委託料で要求させていただいております。それから、これの財源でございますが、上の欄の収入のほうで、資本的収入の一般会計負担金としまして1,803万6,000円を繰り入れていただく予定となっております。なお、一般会計説明のときにありましたように、元気の出る地域交付金が充当されております。

それから続きまして、2ページを見ていただきたいのですが、議会の議決をしなければ流用することのできない経費としまして、当初予算の6条の中で職員給与費が既決予定額として4億3,416万1,000円。それで、先ほどの職員給与費で支出のほうで計上させていて81万9,000円を補正して、足しまして4億3,498万円に金額を改めたいと考えております。

それから続きまして、棚卸資産の購入限度額につきましても、当初予算で5,600万円を記載しておりましたので、補正予定額としまして、支出額の薬品費の125万3,000円を足しまして5,725万3,000円を改めるということをお願いしたいと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（大西一司君） 議案第6号について説明が終わりました。

この件について質疑を行いたいと思います。

ご質問ある方はどうぞ。

4番議員。

○4番（節 公一君） 1点だけちょっと、病院局長。修繕費っていうか工事ですね。防火ドアとかナースコールの工事、これの財源は今回元気が出る交付金を活用するというので、実質的に町のほうからの持ち出しで結果それはそれでいいんですが、ただ病院会計のほうで修繕引当金が約5,400万円ぐらいありますね。本来こういうのはほの修繕引当金を使うほうがええのかどうかという、そういう判断っていうんはあったんですか。

○議長（大西一司君） どうですか。

はい。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） お答えいたします。

今回ナースコールにつきましては、急遽壊れまして、壊れるように近い状態になりましたので、来年度以降に計画的に、金額も大きかったので、直そうと思って財政当局のほうと協議したときに、ちょうどこの元気の出る交付金のほうの予算があるんで……

（「がんばる地域交付金」の声あり）

ああ、がんばる、濟いませぬ。がんばる交付金のほうがありまして、そちらを使わせていただければ早く工事ができるということで、そちらへ入れさせていただいて、議員のご指摘のとおり、引当金のほうを使うという方法もあるんですが、今回使わせていただけるということであったので余り、引当金のほうがあるのはわかっていたんですけども、こちらのほうを繰り入れていただけるんであったら、病院の経営としてはありがたいので、お願いしたというような形になっております。

○議長（大西一司君） よろしいですか。

○4番（節 公一君） これは、ほれこそ確認なんですけど、本来ならこのがんばる交付金のほうがもっとほかに有効な使い道があるんなら、当然そちらのほうで使って、病院は本来の姿なら、修繕引当金があるわけやから、その中からしていくというのが本来の姿だったと思うんですが、ほれは財政当局のほうとよう相談して、有効的な活

用というようなことでの判断だったと思うんですが。引当金のほうも、ずっと置いておくよりも、ほれも引き当てしてあるわけやから、それを使ってほかの交付金をさらに有効に使うというような方向も考えていくような方向もあったんじゃないかなというように気がしますので、これは私の意見みたいになるんですが、今後病院、いろいろ直さないかんとところも出てくると思うんです。そういうときには、ちょっとそういうことも、ただ便利なんがあるから使うというんじゃないでして、本来の姿をちょっと意識しといてもらいたいなと思います。

○議長（大西一司君） ほかにございせんか。

1 番美馬議員。

○1 番（美馬友子君） 肺炎球菌のワクチンなんですが、290人分を用意するっていう根拠はと、65歳以上からですよ。そんでまた、抗体ができるんは3週間ぐらいかかるんで早く、肺炎にならないためにも、接種せないかんと思うんで、時期が冬場になると。いつごろから開始するのかと、お願いします。

○議長（大西一司君） 局長。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） お答えします。

290人の根拠でございますが、福祉課の今年度の当初予算で実はその分の要求がされておまして、そのときの見込み人数が290人となっております。それで、事業につきましては、これは実は1年間かけて一般的にはするような事業なんですが、急遽補助が決まって、広域化という形でやるのが最近に決まりましたので、それに合わせまして、病院のほうも、福祉課のほうの接種する計画に合わせた予算としまして290人というのを算定しております。それで、この290人も、65歳以上全員を打つとそういう人数ではないんで、5年間をかけて接種するということですので、今年度はたちまち1年目はこの10月1日から予定になっておるんですけども、来年は4月1日から恐らくするんじゃないかなと。これも、ただし病院のほうは福祉課のほうの事業に対応しての接種になりますので、今のところ来年度以降も広域化になっていくんでないかというふうに私のほうは聞いております。

以上でございます。

○議長（大西一司君） はい。

○1 番（美馬友子君） 抗体価も5年を過ぎるとまた抗体価が減るので、また5年過

ぎたら再接種っていうことが必要なんで、この経費はずっと国も支援してくれて、町もしてくれたらありがたいなと思っています。

○議長（大西一司君） ほな、ほかに。

10番。

○10番（川端雅夫君） 防火扉って、診療しよう棟と、ほれと病棟の棟があるわ。大きな扉を2つにするんか、それとも病棟のほうの棟同士を防火扉により区切るんか、どなんですか。

○勝浦病院事務局長（岡本重男君） 病棟のほうは、実は建築基準法の関係で、500平方メートル以下の区画にそれぞれ建物の区画を区切ってすると安全ということで、県のほうからそういうふうなことをしたほうがいいっていうことを言われましたので、一応病棟の部分を500平方メートル以下の区域に区切るように2枚防火ドアをつくるようにしております、病棟の2階の部分に。それからあと、階段がどうしても、火事になったときに煙突になって類焼する可能性がありますので、1階部分のエレベーターの近くで防火シャッターのほうを、今もついてはおるんですけども、よりいいものにするということで、それもちょっとあわせてしまして、あとそれと煙を吸って亡くなる方が多いんで、火災の場合は。万が一のときは、天井から上へ40センチぐらいの空間を使って煙を逃がすような装置っていうんで、よく斜めに上のサッシがボタンを押したらあいて、またくるくるハンドル回したら閉まると思うんですが、そういうふうな排煙施設も2階の病棟の一部サッシに取りつけるというような形で、防火の関係で充実した施設にしたいということで、今回工事を考えております。

○議長（大西一司君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第4号、議案第5号、議案第6号を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ご異議ございませんので、議案第4号、議案第5号、議案第6号は第三読会に付することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（大西一司君） 次に、日程第11、報告第1号、平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてと日程第12、報告第2号、平成25年度決算に基づく資金不足比率についてを一括として議題とします。

提出者の説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 報告2件についてご説明を申し上げます。

まず、報告第1号は、平成25年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてであります。

続きまして、報告第2号は、平成25年度決算に基づく資金不足比率についてであります。

それぞれ監査委員の意見を付して報告をいたします。

なお、詳細につきましては、担当参事のほうから説明をいたしますので、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西一司君） それでは、続いての詳細説明をお願いしたいと思います。

伊丹参事兼企画総務課長。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、報告第1号、平成25年度の決算に基づく財政の健全化判断比率について説明し、ご報告とかえさせていただきます。

この財政健全化判断比率は、地方公共団体財政健全化法に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標によって評価するものでございます。

平成25年度の決算の各財政比率の数値につきましては、皆さんのお手元にあります報告第1号に記載のとおりでございます。

まず、実績赤字比率の状況ですが、この比率は普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。数値が入っておりません。これは、一般会計において実質収支額が5億9,961万7,000円、また勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計でも実質収支が4万1,000円とそれぞれ黒字であります。したがって、普通会計におきましては5億9,965万8,000円の黒字決算となり、数字が出てまいりません。

次に、連結実質赤字比率でございますけれども、この比率は全会計の実質赤字額の

標準財政規模に対する比率で、ここも数字が入っておりません。これは普通会計と他の特別会計全ての実質収支額を見るもので、普通会計につきましては、今述べたとおりで、黒字でございます。そのほかの特別会計のうち、公営企業会計以外の会計であります勝浦町国民健康保険特別会計におきまして実質収支が2億6,310万7,000円の黒字であります。また、勝浦町介護保険特別会計におきまして実質収支額が530万1,000円の黒字であります。それから、勝浦町後期高齢者医療特別会計におきましても実質収支額が14万3,000円の黒字となっております。

そのほか、物産販売特別会計の実質収支額が868万4,000円の黒字となっております。

それから、法適用企業会計であります勝浦町病院事業特別会計におきましては、貸借対照表の資産の部の流動資産合計額から負債の部の流動負債合計額を差し引いた剰余金が9億5,101万4,000円となっております。また、法非適用公営企業であります勝浦町簡易水道事業特別会計におきまして剰余金が1,516万5,000円となっております。また、勝浦町農業集落排水事業特別会計におきましては剰余金が87万2,000円となっております。したがって、一般会計及び各特別会計の実質収支は全て黒字決算となっております。表には数値が出てまいりません。

次に、実質公債費比率でございます。25年度につきましては8.6%となっております。この数値は公債費による財政負担の程度を示すもので、企業会計も含む公債費と公債費に準ずる公債費累計経費の合計額から公債費に充てられる財源を控除した額を標準財政規模で除して得た数値となります。単年度の実質公債費比率につきましては、平成23年度が7.4%、平成24年度が8.8%、平成25年度が9.9%となっており、この3カ年の平均が8.6%となっております。

続きまして、将来負担比率でございます。これも0%となっております。この将来負担比率は、普通会計の実質的負債の指標で、将来負担額から充当可能な財源等を差し引いた額の標準財政規模に対する比率で、前年度に引き続きまして0%となっております。

以上で財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の4指標について報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号、平成25年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率に

ついて、報告第2号をごらんください。

先ほど連結実質赤字比率のところで説明いたしましたとおり、公営企業法適用勝浦病院事業特別会計、それから法非適用の企業会計であります勝浦町簡易水道事業特別会計と勝浦町農業集落排水事業特別会計の各企業会計、全て資金不足とはなっておりませんので、資金不足比率に数字は入っておりません。

以上で財政健全化法に基づく公営企業会計に係る資金不足比率の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（大西一司君） 以上で詳細説明は終わりました。

この件について何かご質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（大西一司君） ないようでございます。

以上で2件の報告は終了しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時06分 散会